

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年12月16日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	三浦進吾君	副委員長	滝川美幸君
	山本今朝雄君		長谷部集君
	小浦宗光君		保坂芳子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（7名）

議長	有泉庸一郎君		金丸幸司君
	五味武彦君		清水正二君
	斉藤芳夫君		米山昇君
	内藤久歳君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	有泉善人君	総務部長	坂本太久己君
市民部長	清水春雄君	生活環境部長	長田治君
教育部長	奥野経雄君	秘書政策課長	内藤博文君
企画財政課長	三井敏夫君	総務課長	生山勝君
人事課長	三澤宏君	消防防災対策室長	斉藤晴彦君
市民窓口課長	佐野勝馬君	税務課長	古屋正彦君
収納課長	石合雅史君	市民活動支援課長	長谷川秀明君
敷島支所長兼市民課長	飯沼源治君	双葉支所長兼市民課長	小松重貴君

教育総務課長	長 田 隆 君	学校教育課長	横 森 貴 志 君
生涯学習文化課長	保 坂 江 里 君	スポーツ振興課長	望 月 映 樹 君
図書館長	剣 持 豊 彦 君	総合政策係長	丸 山 英 資 君
財政係長	宮 本 裕 君	総務係長	小 澤 明 君
管理係長	堤 貞 治 君	情報政策係長	白 神 忠 広 君
人事係長	飯 沼 秀 司 君	給与係長	山 田 久 美 君
消防防災係長	広 瀬 修 君	市民税係長	五 味 万 里 君
資産税係長	瀧 波 秀 彰 君	管理係長	小宮山 桂 浩 君
徴収係長	久保田 浩 君	市民生活係長	新 津 誠 君
施設係長	相 川 泰 史 君	生涯学習係長	酒 井 厚 志 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武 川 訓	書記	山 岡 広 司
書記	石 原 大 助	書記	有 野 恵 里

審査内容

1 条例審査等

- 議案第59号 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定の件
- 議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件
- 議案第61号 甲斐市テレビ共同受信施設設置条例の一部改正の件
- 議案第73号 甲斐市行政組織条例の一部改正の件
- 議案第72号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定の件
- 議案第62号 甲斐市税条例の一部改正の件
- 議案第78号 指定管理者の指定の件（神明温泉志麻の湯、百楽泉、釜無川レクリエーションセンター）
- 議案第80号 指定管理者の指定の件（甲斐市双葉共同福祉施設）
- 議案第83号 指定管理者の指定の件（甲斐市双葉ふれあい文化館）

2 補正予算

議案第 63 号 平成 27 年度甲斐市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 77 号 平成 27 年度甲斐市一般会計補正予算 (第 5 号)

3 その他

開会 午前 9時27分

○書記（山岡広司君） 改めまして、おはようございます。

きょうは総務教育常任委員会ということで、ご参集ご苦労さまです。

きょうの委員会につきましては、定例会初日に付託をされました議案につきまして審議をお願いしたいと思います。

それでは、三浦委員長より挨拶をいただき、進行のほうをよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（三浦進吾君） おはようございます。

国会のほうは、軽減税率の8%か10%かという線引きが大変難しいというふうにいるところでございます。また、なんか大変外も気になるところでございすけれども、中国のPM2.5が飛来するなんていう天気予報も言っておりますから、健康管理にまたいろいろなことでこれからもその点に關しましては、日本も影響があろうかと思ひます。

師走の委員会でございます。きょうは時間も大変かかろうかなと思ひますけれども、ぜひご協力をいただき、慎重審議の上進めていきたいと思ひますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（三浦進吾君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第59号 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定の件外10議案の審査を行います。

審査は、お手元に配付した審査日程により、初めに議案第59号 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定の件外8件の条例案等の審査から行い、その後一般会計等補正予算歳出歳入の審査の順で行います。

それでは、これより付託されました各議案の審査を行います。

審査に当たっては、一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡明にす

るようお願いします。

また、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、質問は1問とし、再質問は1回までとします。

なお、会派の割り当て人数については、創政甲斐クラブ3人、新政クラブ2人、颯新クラブ1人、共産党甲斐市議団1人、公明党1人となっております。よろしくお願いします。

それでは、審査に入ります。

議案第59号 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 改めておはようございます。

それでは、秘書政策課長から第2次甲斐市総合計画基本構想についてご説明を申し上げます。

基本構想につきましては、これまで2回にわたって内容を説明させていただき、皆様方からご意見、ご指摘などをいただいていたところでございます。まことにありがとうございます。いただいたご意見などについては、その都度修正した点などの状況を説明してきたところでございます。これらの修正した案をもとに総合計画審議会から答申をいただき、本定例会に議案として上程させていただきましたものがお手元の別冊にございますが、第2次甲斐市総合計画基本構想でございます。

お手元にあります基本構想のもとに再度概要をご説明いたしますので、よろしく申し上げます。

開いていただきまして目次でございます。第1章から4章の構成になっておるところでございます。

まくっていただきまして1ページ、1章で甲斐市の特性と課題ということで、この中で甲斐市の特性と合併の成果と課題、まくっていただきまして2ページには、甲斐という名前の由来をここに記述しておるところでございます。

第2章、踏まえるべき社会の潮流につきましては、今抱えている課題、社会的な課題などを4点、少子高齢化と人口減少、資源環境宣言への対応、東京オリンピック・パラリンピック、あるいはリニア中央新幹線のインパクト、それからまくっていただきまして、4ページに厳しい財政下での市政運営と協働について、今抱えるべき潮流という形で記載させていただいております。

3章でございますが、将来像でございます。第2次甲斐市総合計画においても、1次の将来像を継承して、交流と協働の推進を軸として、緑と活力あふれる生活快適都市の実現に向け取り組むということで、第2次につきましても、緑と活力あふれる生活快適都市というものを将来像に掲げるといふことで記載しております。

それから、まくっていただいて、6ページ、7ページでこの将来像に向けて基本の目標を5つ挙げております。

基本目標の1がまちづくりは人づくり、生涯にわたる学びのまち、教育と文化について触れております。

それから、基本目標2、健やかで心触れ合う安心に暮らせるまち、福祉と健康について触れております。

それから、基本目標3、美しい景観と快適で安全な都市機能の築くまち、都市建設、交通、防災などを挙げております。

それから、4つ目として、基本目標4、自然と生活が調和した環境を築くまち、環境について述べております。

それから、基本目標5、交流と協働による未来を拓く活力のあふれるまち、産業と行政について触れている部分でございます。

基本目標を5つ挙げて取り組むということであっております。

それから、まくっていただいて8ページ、総合計画の推進方策としまして、この総合計画を支えるために取り組む部分として、健全な財政の運営、職員の人材育成と適正な定員管理、効率的、効果的な事業の推進、それから公共施設の適正管理という4点の部分をうたっております、第2次甲斐市総合計画の推進を支えていくということに記述しております。

以上の構成になっております。何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず1章についてであります、もうおさらいみたいな形になると思っておりますけれども、また教えていただきたいと思っております。

合併の成果と課題についてであります、竜王駅、塩崎駅等の整備の促進を挙げておりま

すけれども、JR竜王駅の周辺整備事業、これはかつて甲斐市の活性化にということで行われたと思っているんですが、どうもそれが必ずしもこの活性化につながったのかどうかというふうな疑問もあるんですが、この辺の見解はいかがでしょうか。見解を教えてくださいませんか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 合併して、竜王駅の駅舎、あるいは南北自由通路、あるいは駅前広場両方の整備をいたしまして、今までそれ以外に整備の後、駅前の活性化協議会のほうでイルミネーションをやったり、イベントをやったり、あるいは鈴虫を聴く甲斐などをやったりと、それぞれで取り組んでいるところでございます。全体の面としてその辺を開発していくという話は、今回の市の取り組みとしてはなかったわけでございますが、現在今、オギノが来たり、ホームセンターが来たり、あるいは北口に病院が来たりということで、徐々に民間も協力しながら、駅の周辺の活性化は図られていっているのではないかというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 特に費用対効果であります。当時事業費約100億円かかったということですが、国からの補助金も結構45%くらい出たのかなというふうに思うんですが、やはり市民の皆さんの負担になった事業費であるということですが、この費用対効果についてはどんなような評価をされていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

丸山係長。

○総合政策係長（丸山英資君） 竜王駅周辺整備事業につきましては、おおむね約92億の総事業費だったと記憶があります。補助金については約42億、うち残りの78億のうち90%が合併特例債活用による交付税措置という形で、これまでの事業とは違う市費の抑制を図りながらの展開した事業であります。

効果としましては、新市建設計画に位置づけた敷島町方面、旧敷島方面からのJRの出入り口ができなかったことが南北自由通路橋上駅舎により利便性の向上、また南側につきましては、渋滞する県道が駅前広場の整備によって渋滞の解消など市とすればこれまでの課題の解消というのが便益として効果があらわれたと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つ地域の活性化につなげるということでありましたけれども、地元の業者への営業支援ですよね、その点についての評価はどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 直接経費的に補助を出すとか支援というのはないと思われませんが、これができたことによって例えばバスがそこを利用するようになっていたりとか、あるいは先ほど話をしましたが、つくったことによって集客が利用がふえて商業施設が出てきたとか病院が出てきた、あるいは例えば秋のワイナリーのツアーの拠点になっているとかといういろいろな形で波及効果が出ているものと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 次に、市民アンケートでございますが、その結果評価についても、医療、福祉、高齢者、介護、これらの社会保障の問題でありますけれども、これが抜けているような気がするんですよね。もちろん財政のところでもこれは強調しておりますけれども、この合併の成果という項目についてのアンケート結果についてどんなふうな評価をされていますか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 結果のほうは行いまして、総体的に言いますと、ここにあるように安全で快適に暮らせるまちづくりが充実しているという評価が高かったという部分があります。一方で、例えばここにありますように、産業の関連のお話とか、生活道路の整備、公共交通の利用についてというのがまだまだ満足度が低くありまして、ほかのところは大概福祉にしても高い部分がございますが、総体的にはそんな形で両極端に分かれていたような感じでございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ではアンケートの内容については問題はなかったのかどうか、この前企画政策部からのアンケートの結果についての表をもらいましたけれども、これは事実だろうと思うんですが、問題は、第1次総合計画の基本政策に対する問いかけ、これが適切だったかどうかということがひとつ私にはわからない点があるんですが、その点についての見解はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） アンケートにつきましては、最初のほう策定のときに投げかけた問題に対して同じような聞き方をしたというような設問もっております。確かに例えば商店街の活性化はどうかという質問が策定のときもそういう課題がありましたので入れたところでございますが、果たしてそれが質問と的確かどうかということは、また総合計画の基本計画をつくる中で各部分の担当と話をして、その辺のフォローをしているような状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第2章に移りたいと思いますが、東京オリンピック、リニア新幹線のインパクトという表現が出ているんですが、要するにこのインパクトというのは、リニア新幹線を評価していると、大いに歓迎をするというふうな意味になるのでしょうか。だとすると、財政負担とか公害問題、自然破壊、きのうも山日に大きく出ましたけれども、残土の問題の処理ですよ。こういった問題も大分地元の皆さんが苦慮していると、それから、きょうの新聞だったか、きのうか、南アルプスの甲西地区の住民からは大分批判が出ているというふうな記事が載っておりましたけれども、このリニア新幹線のインパクトという点について言えば、そういった財政負担とか公害問題、自然破壊の問題とか、やはり一方では問題になっているということではありますが、この点についての評価というのはどうなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 確かにこのタイトル、東京オリンピック・パラリンピック、リニア中央新幹線というタイトルは、確かにインパクトがあるかもしれませんが、後ろのほう次をまくったところの最後に波及効果という言い方で私どもは本文では伝えております。確かにいろいろな課題もある、あるいは一極集中になるのではないかという方もいますし、一方でここにありますように、甲斐市の発展の好機だというふうに考える産業界の方もいらっしゃいます。いろいろなものがありますので、この波及効果を積極的に活用して産業の活性化を図るという必要があるのではないかというような社会的潮流があるということで説明をさせていただいているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第4章でありますけれども、基本目標と総合計画の推進方策、この中

でまず教育、文化の点でありますけれども、改正の教育基本法ではなくて、従来の今までの前の教育基本法に基づく評価、これが必要ではないのかなと思うんですが、その点はいかがですか。そういう評価を入れると、教育とは何かと、教育の目的は何かというふうなことで、私どもは創甲斐教育も必要なんです、一番根本の教育問題について教育の目標と目的は何かという教育の憲法とも言われた、この改悪になってしまったんですが、前の教育基本法を我々は支持しているんですけれども、その辺の評価をやはりここへ入れるべきではないかというふうに思うんですが、見解の相違と言えればそれまでなんです、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 甲斐市の教育を支える基本として、創甲斐教育というものを掲げまして大綱をつくっているわけで、もちろんその中には、ベーシックであるところの子供を育てるのをどうするかというような基本的な話は貫かれているというふうに考えておりまして、まちづくりは人づくりと言いますが、その中で脈々と流れているのではないかとこのように考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 私の記憶が間違っていれば訂正しますが、2006年に小泉内閣のときに従来の教育基本法が改正をされて現在の教育基本法になったんですが、その創甲斐教育は変えた教育基本法、現在のに基づいて創甲斐教育を立ち上げているというふうに私は感じているんですが、いかがなんでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長（三浦進吾君） いいですか。どうしますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） という意見であります……。

○委員長（三浦進吾君） 後に……。

○委員（樋泉明広君） 次に、健康と福祉の問題でありますけれども、やはりここに住民の福祉増進を図るといいうわゆるこの自治体の本旨ですよね、これをやはりうたうべきだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） それらも含みまして、健やかで心触れ合う安心に暮らせるま

ちづくりということをやったことによって、これは構想でございますので、考え方ですので、具体的な話は以前も見ていただいておりますが、基本計画でうたっておりますので、その中でも細かい話はしていく形をとっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 次に、3の都市建設、交通、防災の基本目標のほうであります。幹線道路の整備、これも大いにやっただくんですが、やはり基本的には市民の皆さんが要求している生活道路とか歩道環境の整備、これを優先してここでうたう必要があるのではないかなどこんなふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 都市建設、交通、防災さまざまな点をこの部分でうたっておりますが、その部分の例えば7ページの4行目からのところにも5行目のところに道路交通環境については、公共交通の利用を促進するとともに、広域交通網や幹線道路、生活道路、歩道等の整備を推進しますというふうな形で、生活道路についても着目して取り組んでいくというふうに考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） もう一つがやはり産業行政のところですが、やはり今大問題になっている環太平洋連携協定の問題ですが、この評価と同時に市当局としてははっきりと大筋合意を撤回する、そういったものを入れるべきではないかとこんなふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 考え方はあれなんです。これはあくまでも第2次の甲斐市の総合計画、10年のまちづくりの基本的な考え方はどうだということなので、その部分では別のステージで議論していただく形で、この中ではどういうふうに取り組むかという形を書かせていただいております。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですね。

○委員（樋泉明広君） 以上。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 6ページの基本目標で、基本目標5までありますね。今さらながらで申しわけないんですが、優位性となるんですか、要するに一番最初が教育、文化を私たちはやりますよ、次にやることは福祉、健康をなすかと、要するに順位的なもの並べ方なんでしょうか、この辺を教えていただけるとありがたいんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 以前もそのご指摘がございましたが、基本的にこれは順番を決めているわけではなくて、項目で分けているだけでございますので、優先順位でこれをやるということはございませんので、ご承知願いたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） そうなると、これは文章をかえるということはこの場ではだめなんでしょうけれども、基本目標のすぐ下に将来像の実現に向け次のような基本目標を定めますと書いてありますけれども、そうすると、次のような基本目標を定め、総合的に計画を進めるとかいう表現はできないものなんでしょうか、そうすればみんな並列ですよということになるんですが、なんかこれを見ていると優先順位が出るような気がしないでもないんですが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 今回の基本構想の策定の初期の段階でも議員からもありましたし、市議会からもそのような意見がありましたが、これはそれぞれ平等で並列だということでご理解をいただいて、どうしても並べなければなりませんので並べておるわけございまして、その順位はないということでご理解をいただいたところでございます。今策定している基本計画のほうに当たっても以前言いましたが、体系図ですが、こういう形で書いてあって、こんな形で順番であらわしているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、これは10年間を目標とした総合計画を策定するわけですが、これを見てもまして将来像の中に甲斐市が活力あふれる生活快適都市を目指すんだということはわかりますが、人口の記述が全然ないんですよね。例えば一番最初のほうにちょっとありますけれども、どのくらいを、例えば人口をふやしていくのか、具体的な何人を目指すということがなくてもいいんですけれども、減っていくのを食いとめるとか、あるいは人口の増加を目指すとか、大体目標というか、そういうものを記述すべきではなかったかなと思うんですけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 人口につきましては、先日皆さんに見ていただきました人口ビジョンで46年後までの人口の推計、あるいはここ10年ぐらいの推計を出ささせていただいたところがございます。これが甲斐市総合計画として形として製本されるときには、その辺の記述もこの構想とは別に記述させていただいて、人口ビジョンの数値等を記載した部分が出てくる形になりますので、そちらのほうに記述させていただく予定でございます。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 人口ビジョン等は拝見させていただきましたが、本来この総合計画、基本構想というのはこれ一つで完結しているものだと思いますので、やはりそういうものも全部でなくても一部目標ぐらいは掲げておくべきではないかと思えますけれども、あえて入れなかったということだと思いますけれども、そういう見解で入れなかったのかお伺いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） この10年人口ビジョンは同時につくってございまして、一応製本として形で数字を出したわけですが、今回の総合計画につきましては、まちづくり基本条例のほうで基本構想を議決いただいて、あと基本計画についてはいろいろ見ていただいご意見をいただきながらつくり上げていくという形をとってございまして、そちらのほうで議員おっしゃるとおり、両方がセットでももちろん計画でございますが、今回の議決をいただく、構想の部分を議決いただくという形で、その人口については、そのセットである基本計画の中でお話をさせていただく予定でございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 今のとちょっと関連しますけれども、総合計画の基本構想、その中に今言われたような人口ビジョンだとか総合戦略はまた別という話のように聞こえるわけですよ。そうすると、いわゆるこの基本構想の中で構想の中に入っていないものをまた別に総合戦略という格好で可能ですか。構想すらないのにとということが可能かなと不思議な感じがするんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） ちょっと私のほうで説明不足だったと思います。以前もお話ししましたけれども、総合計画は、この10年のまちづくりの指針となる計画でございます。その考え方として構想があります。人口ビジョンとともにつくった総合戦略につきましては、もちろんその総合計画に位置づけられた事業でございます。その一部でございますが、特にこの5年で取り組まなければいけない事業を抽出して重点的に取り組む事業として総合戦略という形で出しておりますので、もちろん総合戦略は総合計画の中に位置づけられている形で今総合計画のほうの基本計画の中でもその部分は入ってきているところでございますので、そういう形になります。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） では、改めてこの基本構想に対して今までも委員会で何度か説明がありました。いろいろな意見が出ました。あるいは市民アンケート、先ほど言われたようないろいろなことがあった、あるいはワークショップ・アンダー15とか、そういう方々からいろいろなお話があった、意見があったらと思うんです。そうすると、当初構想していた予定の構想と今出されている構想とにどこにどういうふうに具体的に表現が変わったとか、そういう部分はありますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） さまざまな委員会、取り組みですね、アンダー15とか、例えば市民対話集会、あるいは議会から意見をいただいております。それでその都度終わった後、皆さんにご説明するときにここの部分でこういう意見が出てこういうふうに反映させたという形で、具体的にお示しをさせていただいてきているところでありますが、まさしく大きなところは、基本目標の言い回しが大きく変わりました。昔は何々の創造というような

たい言い方でしたが、皆様方からわかりづらい、あるいはもうちょっとやわらかいほうがいいというふうな意見がありまして、表記の仕方をやわらかく変えている、大きなところでそんなところも含めて、さまざまな細かいところで変えているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第59号 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定についてであります、共産党の甲斐市議団は、10月に50項目の予算要求を行っております。議員団の予算要求と対比いたしまして、本議案についての意見を述べたいと思います。

先ほどから私も質問しましたが、第1章では、やはりJR竜王駅の公共事業に取り組んだことを評価しておりますが、竜王駅周辺整備事業は約100億円近いお金をかけて事業が行われたということで、やはり市の活性化につなげるということでやりましたけれども、最近は大店が出店をして一定のにぎわいを見せておりますが、果たして今まではそういう状況をつくり出していたのかどうかということで、疑問を残していると思います。

2章では、やはりリニア中央新幹線が甲斐市の発展の好機という評価であります、市民の財政的負担とか、先ほども言いましたが、公害問題、自然破壊等のリスクを抱えている問題の指摘が欠けているのではないかとこのように思います。

また、4章についても、先ほど質問しましたが、第1の教育、文化については、やはり従来の教育基本法をうたうべきであって、また創甲斐教育の方針も同意できる政策はありますけれども、上から押しつけはやめたほうがいいと、改めるべきであるというふうな感想を持っております。

また、第2の健康、福祉については、やはり自治体の本旨である住民の福祉の増進を図ることを盛り込むべきではなかったかというふうに思います。

また、第4の都市建設、交通、防災については、幹線道路ではなくてやはり市民の生活道路、それから歩行環境の整備を優先すべきでありますし、第4の環境についても、再生可能

エネルギーの推進とともに原発再稼働中止をうたうべきであります。

また第5に、産業、行政については、環太平洋連携協定についての評価をきちっと入れていただいて、消費税問題についても反対の表明をすべきであるというふうに思います。

また、マイナンバー制度の導入のデメリットについても触れるべきであります。総合計画の推進方法では、市民のサービス低下や税負担にならないような第3次行政改革策定と表現すべきであります。

以上でこの総合計画基本構想についての疑問点、意見を述べて反対討論といたします。
終わり。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第59号 第2次甲斐市総合計画基本構想の策定の件を採決いたします。

本案は起立により採決したいと思います。

本案に賛成の方のご起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

暫時休憩させていただきます。

職員の入れかえを行います。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件に関し、当局の説明を求めます。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 大変お疲れさまでございます。

議案集は11ページ、議会資料の1ページをお願いいたします。

総務課からは、議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件につきましてご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案集の11ページをお願いいたします。

本条例は、5条立てとなり、第1条では、条例の趣旨について規定をいたしました。

本条例の制定の趣旨につきましては、恐れ入りますが、議会資料の1ページをお願いいたします。議案集と議会資料を見比べながらの説明とさせていただきます。

本条例制定の趣旨は、番号法の第9条第1項におきまして、別表第1に掲げる都道府県や市町村などの地方公共団体等が法定利用事務として98事務の処理に関し保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索、管理するために必要な限度で個人番号を利用できることが規定されております。一方で、地域の独自性に着目した地方公共団体による独自の行政サービスが数多く展開されていることから、番号法の趣旨のもとでマイナンバーを利用できるようにする必要があります。そのような理由から、マイナンバー法においては、番号法と同様に地方公共団体の条例に規定することにより、独自サービスにおいてもマイナンバーを利用できることを規定しております。

以上のことから、番号法の趣旨にのっとり、甲斐市といたしましても、本日も審議をいただくこの条例を制定し、個人番号を利用できる事務の種類と連携できる情報の種類を特定いたします。また、それら特定された事務において個人番号を利用する際に適切な取り扱いを確保するための必要な措置を講じることもあわせて本条例に規定するものでございます。

以上が条例制定の趣旨となります。

議案集の1ページをお願いいたします。

第2条は、用語の意義を定義させていただきました。第1号から第4号までそれぞれ法律に基づく用語でございます。

第3条は、市の責務を規定しております。

第4条は、個人番号の利用できる範囲を規定いたしました。

この第4条の関係につきましては、議会資料の1ページをお願いいたします。

(1) 独自利用事務についての規定ということでございます。これは、番号法第9条第2項におきまして、地方公共団体等が地域の実情を踏まえて独自に条例で定めて行う事務処理

に関して保有する特定個人情報ファイル、このファイルは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルのことでありまして、個人情報を効率的に検索や管理するために必要な限度で個人番号を利用できるとされております。このような条例で定める事務を独自利用事務といい、事務であれば何でも定められるものではなくて、福祉、保健、医療などの社会保障事務、また地方税の事務、そして災害対策などの防災事務の3つの情報の事務に限られております。

法定利用事務と独自利用事務の関係につきましては、図1に掲載をいたしました。左側の法定利用事務は、番号法で社会保障、税、災害対策の3情報の98事務を来年の1月から番号利用を開始することが規定されております。右側の独自利用事務は、甲斐市が独自で行うひとり親家庭医療費助成事務と子ども医療費助成事務の2つの事務を条例で規定いたしました。法定利用事務と一体的に実施される事務は、来年の1月から番号利用が開始され、それ以外の独自利用事務は、平成29年7月から番号利用が開始となります。

独自利用事務としてこの条例で規定する2つの事務は、恐れ入りますが、議案集12ページをお願いいたします。

12ページの中段別表第1、これは条例第4条第1項の規定でありまして、市長が実施機関として行うひとり親家庭医療費助成事務と子ども医療費助成事務の2つの事務を条例で規定いたしました。具体的な事務の内容は規則で定めることとなっております、また恐れ入りますが、議会資料の6ページをお願いいたします。飛び飛びになって恐縮でございます。議会資料の6ページをお願いします。

条例施行規則案の第2条におきまして、条例で定めた2つの事務の内容を規定いたしました。第1号にひとり親家庭医療費助成金支給条例に基づく事務、第2号に子ども医療費助成金支給条例に基づく事務のそれぞれの具体的な事務の内容でありまして、受給対象者の申請の受理、審査事務、また受給者証や医療費に関する事務であります。

また恐れ入りますが、議会資料の2ページへお戻りください。

現段階では2つの事務を条例で規定いたしました。今後法定利用事務でない事務のうち市民の利便性の向上と行政事務の効率化につながると考えられるものにつきましては、条例を改正し、独自利用事務に随時追加していくこととしております。四角い枠の中には、番号法の第9条と別表第1に規定されております個人番号の利用範囲であり、条例制定の趣旨で述べましたように、必要な限度で個人番号を利用できる規定でございます。

下から5行目の(2)市内連携についての規定につきましては、番号法第9条第2項において、他の行政機関との情報連携が行われることにより、転入した前の住所地の所得情報な

どを情報連携により取得することで、従来必要としていた所得証明等の添付書類がなくなり、市民の利便性の向上と行政事務の効率化につながってまいります。

3 ページをお願いいたします。

この情報連携は、条例第2条第4号に規定されている国が設置する情報提供ネットワークを経由してございますが、このネットワークを経由する情報連携は全て記録され、いつ自分の情報がどの機関からどの機関に連携したかを国民みずからが確認できるマイナポータル、これは別名情報提供等記録開示システムと呼ばれ、国において開示システムが構築されます。

地方公共団体においては、この情報連携が開始されるのは平成29年7月からでございます。ただいま説明したことは、図2にあります番号法別表第2に規定されている他の行政機関等の情報連携のイメージ図であります。

また、中段にあります番号法においては、複数の事務をまたがって特定個人情報を利用することは想定しておらず、あくまでも番号法上で規定された特定の事務においてのみ利用することが認められております。このことは、図3にあります番号法に基づく情報連携のイメージ図であります。甲斐市役所において特定個人情報を法定事務以外に自由にA事務とB事務で連携して使用することができないことのイメージ図であります。そのため一つの事務を処理するために利用する特定個人情報を市役所の庁内の他の事務を処理するためには、番号法第9条第2項の規定により条例に規定することが必要となります。条例で定めることにより甲斐市の保険課で国民健康保険の事務を行うに当たり、税務課が所有する地方税の特定個人情報を利用することができます。このことを庁内連携と呼びます。

次の4 ページをお願いいたします。

ただいま説明したことは、図4にあります条例に規定することで可能になる庁内連携のイメージ図であります。甲斐市役所内で特定個人情報をA事務とB事務で利用する場合は、条例に規定することによって初めて庁内連携で利用できることとなります。条例に規定することにより市の機関内でも情報連携ができる事務としては、条例別表第2に掲げる事務に限定するものであります。

この条例別表第2は恐れ入りますが、議案集の12ページをお願いいたします。

議案集12ページの下段にあります別表第2、これは条例第4条第1項第2項の規定でありまして、本市が庁内連携できる事務と特定個人情報の内容を定めました。実施機関として市長が行う事務と特定個人情報については、番号1から15ページの番号10までを条例で定めました。

番号1の事務は、市長が実施する国民健康保険税の減免に関する事務であって、規則で定めるものであります。また、特定個人情報については、地方税法や法律に基づく条例の規定により算出した税額またはその算出の基礎となる情報であって、規則で定めるものであります。

規則で定める具体的な内容につきましては、恐れ入りますが、議会資料の6ページをお願いいたします。

議会資料の6ページの第3条第1号において、保険課が行う国民健康保険税の減免制度による減免対象者の減免申請の受理とその申請に係る審査などの事務であります。特定個人情報の規則で定める具体的な内容は、減免対象者及び減免対象者の世帯の市民税、固定資産税、軽自動車税に関する税務課が保有している情報のことであります。保険課と税務課が個人情報の庁内連携を相互に行い、事務を行うことあります。以下同様に条例で定めた10の事務を8ページの10号までそれぞれの事務と特定個人情報を規則でその内容を具体的に定めたところでございます。

また恐れ入りますが、議会資料の4ページにお戻りいただきたいと思っております。

議会資料の4ページでございます。ただいま説明いたしました特定個人情報の庁内連携の事務は、2つに大別されます。

一つは、①の法定利用事務間の連携でございます。番号法第19条第7号の規定により特定個人情報の連携について定めている同法別表第2に規定されている法定利用事務を条例で包括することにより庁内連携については、必要な限度で利用できるものであります。

この条例で「包括的に定めることによる」とは、恐れ入りますが、議会集の12ページをお願いいたします。

12ページの上から3行目、第4条第3項の規定のことでございます。第3項で「市長又は教育委員会は、法別表第2の第2項に掲げる事務」とありますが、これが法定利用事務間の連携のことであり、連携できることを包括的に定めたものでございます。

また恐れ入りますが、議会資料の4ページをお願いいたします。

議会資料の4ページの四角い枠の中に番号法第19条第7号、また5ページには番号法別表第2を参考までに掲載いたしました。

5ページの法定利用事務間の連携の具体例といたしましては、先ほど説明いたしました国民健康保険に関する事務を処理するに当たり、地方税に関する事務において保有、管理する特定個人情報を利用する場合などがございます。

次に、②の独自利用事務の連携でございます。庁内連携により市民の利便性の向上や行政事務の効率化につながるものについては、条例に個別に規定いたします。具体例といたしましては、先ほど説明いたしました地方税の課税をする場合において、保有する特定個人情報を独自利用事務として子ども医療費助成において利用する場合などでございます。

本条例の施行日につきましては、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の実施日となり、来年の1月1日からとなります。

また、次の6ページから8ページまでにつきましては、条例施行の規則案でございます。先ほど説明いたしました条例別表第1、別表第2において、それぞれ規則で定める具体的な事務の内容となっております。

以上で、議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

ただいまより説明に対して質疑を行います。

ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 大変難しい用語がたくさん羅列されておまして理解に苦しむわけですが、まだ十分にこの条例の中身について理解をしたという状況ではないので、わからないところをご質問させていただきます。

一つは、第2条の情報提供ネットワークシステム、ここの第2条第14項に規定するということですが、この情報提供ネットワークの中身、システムの中身についてもう一度よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 第4号に掲げてございます情報提供ネットワークシステムとは、個人番号と関連づけられた個人情報をいわゆる関係機関の間でやりとりするためのコンピューターネットワークによる情報システムのことでありまして、マイナンバー法の規定によりまして、総務大臣が設置し、管理するものでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） ついでによくわからんで第3条ですが、個人番号の利用及び特定個人情報提供について、再度何の目的で何に利用するか、どこに提供するのかお聞きしたいと思うんですが、もう1回説明をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 一応来年の1月からという形になってございますが、先ほど若干制定の趣旨の中で申し述べさせていただきましたけれども、いわゆる3情報ということの中で福祉、保健、医療などの社会保障事務がまず1点、また地方税の事務が第2点、そして災害対策などの防災対策ということで、3つの情報に限られるということのものでございます。その情報につきましてまちといたしましても、適正に確保するためにこの条例を制定し、連携を図っていくというところでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） では、その第3条の続きであります。国と連携を図って自主的、主体的に地域の特性に応じた施策、この地域の特性の施策というのは、自治体の持っている特徴だろうと思うんですが、その辺の説明をもう一度よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 全国において各自独自の利用のサービスというものが規定されております。本市におきましては、今回条例の中でその独自の利用サービスというものを2つ規定させていただきました。一つにつきましては、ひとり親家庭医療費助成事務、この事務と、もう一つが子ども医療費の助成事務と2つということで、この2つを条例の中に規定させていただきました。これにつきましては、議案の資料の1ページの表の枠の中の右側に本条例にて規定ということで、独自利用事務ということで、条例別表第1にひとり親家庭医療費助成事務と子ども医療費助成事務ということで規定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） くどくど聞いてすみません。この今言った特定個人情報、これが漏れるというふうなことがないと思うんですが、その辺のシステムの構築については、どんなふ

うにやられているのか、この個人情報に漏れるということになると大変なことになりますので、その辺の努力はされてはいると思うんですが、その経過と中身についてどんなふうにするのかお聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今回のこのマイナンバーにつきましては、やはり国民の方よりも市民の方も一番心配しているところはその個人情報の漏えいとか、また芋づる式に一つの情報からいろいろなことがわかってしまうのではないかとすることは、不安がっていることは確かでございます。それを扱う職員といたしましては、やはり適正な事務の取り扱いということが求められております。昨日ですけれども、マイナンバー法に関する情報セキュリティ対策の研修を4回、午前2回、午後2回職員を集めて研修をいたしました。その中でマイナンバー法で取り扱う注意事項とか、いかにその個人情報が大事なのかということで、その流出防止に対するものについての研修を行いました。

また市のほうでは、全員の方がこのマイナンバーを見れるというシステムではございません。いわゆる課の中でも特定された職員のみがこのマイナンバーを扱える職員と、それでおかつ当然セキュリティ対策ということの中で、顔認証の関係とか、それから暗証番号とか、そういうことの中でさまざまなセキュリティを施しながら扱うということになっております。

また、当然紙ベースでの個人番号がございます。そういうものにつきましては、当然机の上に置くとか、机の中へ入れるということではなくて、必ず鍵付きのロッカーへ保管するということの中で、個人情報の漏えいとか特定個人情報の取り扱いにつきましては、万全を期していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 個人番号の利用できる事務の数は先ほどちょっと触れたと思うんですが、98ということですね。条例で定めようとしているのが幾つの事務があるのか、そこからお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 法定利用事務ということの中で、法定で利用される事務につきまして国のほうの法律に基づきまして、一応98事務が指定をされてございます。また市のほ

うではこの条例に規定することによりまして、先ほど申し述べました独自利用ということの中で、ひとり親家庭の医療費助成事務、それから子ども医療費の助成事務ということで、2つの事務と、それからあと、一応別表第2のほうに掲げてございます庁内連携ということで、国民健康保険税の減免に関するものを税務課で所有しております税情報と連携を図る中で処理していくということで、その事務と特定個人情報につきましては、別表第2に定めております10の事務を今回規定させていただきました。

なお、条例とかこの連携につきまして必要なものがその都度生じてまいります。その生じたときに応じまして条例改正を行いまして、その事務を適宜追加していくということでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の説明の中で総務とちょっと外れるかもしれないという懸念を持ちながらの質問になるんですけども、このマイナンバー制で我々市民が有益に感じる部分は余り少ないと、唯一考えられることは、医療機関同士の情報の交換だとか、あるいは投薬の履歴を共有するとか、そういうようなことで個人負担も減る、ある程度いわゆる補助というような形で出ていく医療費の部分の節約にもなるということを常々私は考えていたんですけども、総務大臣のところ一括管理ということであると、医療機関がそういう番号を問い合わせをすると、その病歴だとか薬歴とかというものがほかの医療機関と個人の了解は要ると思うんですけども、そういうことは可能性としてできるようになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 今のご質問でございますけれども、医療等の分野における利用範囲ということでお答えさせていただきます。

現行行われるというものにつきましては、健康保険組合等がいわゆる被保険者の特定健康診査の情報の管理につきましてマイナンバーの利用を可能にするということが1点ともう1

点につきましては、予防接種の履歴について地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能にするということで、当面はその2つにつきましては医療分野の活用ということになってございます。

なお、これにつきましては、来年の1月1日でなくて次のときという形になっています。

1月1日ではまだ連携はされておられません。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） 私は質問という形ではないんですけども、本来はそういうことが一括にネットワークがばあっとでき上がっていると、非常にこっちの病院へ行って検査したけれども、またこっちの病院へ行ってまた同じ検査をするというようなことが頻繁に行われているというのを実感しました。余り病気したことがないのでつくづくそう感じたんですけども、そういうことの一元管理は非常にいいことなので、ぜひとも今後そういうこともこういうマイナンバーが例えば番号だけだったら誰だかわからないという部分も当然あるわけなもので、そういうような形でいけるようなふうに地方からも声を発信するなりそういう形を頑張ってもらいたいなというふうに思うんです。

何か質問のような要望のようでも申しわけなんでしょうけども、よろしくお願ひしたい。

○委員長（三浦進吾君） 要望で。

ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの課長の説明の中で、情報を管理するというか、そういう点で、鍵をなんか持ってということの話があったんですけども、その管理の仕方について体制というか、例えば金庫へ入れて鍵で管理するというけれども、その鍵を管理するその体制ですよ。例えばこのものを見たいということにこの2つの特定の部分で今後事務をやっていくと思うんですけども、その人しかその処理ができないという形になってしまうのかなという気がするんですけども、その辺のところの体制はどんなふうに考えているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほど若干触れさせていただきましたけれども、やはり特定個人情報情報の漏えいということが一番心配、懸念されるところでございます。その中で、全ての職員がそのマイナンバーに関するものを扱えるということではなくて、例えば市民窓口課であ

ればその中の特定の人間しかそれが使えないということで、いわゆる誰しもがその個人情報を見たり扱えることはできないというふうなことが第1点のセキュリティ環境でございます。当然顔認証とか、また暗証番号等を付加する中での利用となります。

それから、あと紙ベースで提出されました個人情報というもの、特定個人情報いわゆるマイナンバーでございます。それにつきましては、紙ベースですから申請番号に個人番号が書いてありますと誰でも見られてしまうということの中で、それだとまずいので、一応そういう書類につきましては、全て鍵付きのロッカーへ保管すると、ですから、不特定多数の方が見られるというものではございません。また、必要に応じてその鍵付きのロッカーをあけることによりまして、その番号を確認したりするということでございます。ですからそういう形の中で、扱える人間を限られた人間で当面はしていくというところでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○委員（内藤久歳君） わかりました。その限られた人間というのはもう既に決定をして、このことに関してはあなたが管理するんですよというものをあらかじめ決めておくということですね。そういうことになるのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 当然扱う課の中では、当然最高責任者、その課の課長でございます。その次は係長でございます。あと具体的な事務を取り扱うということで、係員の中で何名かということで、今後その方々の選定につきましては、考えていきたいと思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 4ページの図の4ですか、ちょっとこれ説明してほしいんですが、一番左側の枠の中です。B事務というのが98事務ということだと思んですが、それがA事務、A事務がひとり親、子ども医療とこれに使うということなんですが、今はここで終わっているんでしょうけれども、将来的にA事務からC事務までいくという可能性があるんでしょうか。要するに同じ情報がどんどんぐるぐる回るという可能性があるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） まず、4ページの図の中で図4のイメージ図でございますが、これは98事務と法定利用事務の関係でございます、このA事務、B事務で条例別表第2に掲げるということの中につきましては、こちらの議案集の12ページの別表第1から10までの事務という、市のほうで連携するものがこの10の事務でございます。市のほうで行う甲斐市の中で行う連携事務につきましてはA事務、B事務で、その特定個人情報を連携するのは、条例別表第2に掲げる事務ということで、議案集の12ページにあります別表第2の1から15ページ10までの10の事務でございます。こういう形の中で条例につきましては、最初この10の事務につきましては庁内連携を図ると、先ほどちょっと話をいたしましたけれども、今後例えば市営住宅に入居する場合に例えば所得情報が必要になるといった場合につきましては、今後その法律のほうで今3情報に限っていますけれども、いろいろな分野のものを派生させるということになってまいりましたらば市のほうでも条例改正をしてそういうものを追加していくというところでございます。現状につきましては、10の事務種を特定していると。今後そういうものの中で国の法律が改正になっていろいろな分野に派生させていくということであれば、市のほうでも条例改正をして適宜つけ加えていくということでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） 多分今の状況ではそのBからAへというルートでいいと思うんですが、将来的には今度はAからCという可能性も当然出てくるという考えでいいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどちょっとお話しいたしましたけれども、現在3情報ということで国のほうでは決めておりますから、今後そういう情報をいろいろな分野に派生させていくということになりますと、当然法律が改正されてきますから、その法律改正に基づきまして今度は市のほうでもそれを対応していくと、そうした場合につきましては、この条例を一部改正する中でその事務を適宜どんどんつけ加えていくと、そうすることによってA事務、B事務、C事務の連携が図れていくということになります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定であります。本条例は今言ったような個人番号の利用に関する条例であります。この条例につきましては、日本共産党甲斐市議団が先ほども触れましたが、本年6月の議会で一般質問で番号法の問題を指摘をし、本年9月議会でも個人情報保護条例改正の採択にも反対をしております。

番号法の問題点につきましては、いろいろ取りざたされておりますが、一つには、個人情報を活用できる範囲が社会保障、税、災害対策を初め金融機関の口座、特定健診、予防接種、公営住宅など広範囲になっていることであります。

2つ目には、やはり年金データ流出を初め自治体でも大量の情報流出事件が発生しているように、いかに厳重に管理しても個人情報の流出は防げないと専門家も指摘しております。

また、全ての国民に番号を付すること自体問題でありまして、めったに使用しない番号を管理しなければならない市民の身になってみると大変な負担であります。結局番号法は、国民、市民全ての個人情報を統制し、収入、財産の実態を政府がつかんで、税、保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押しつける国の身勝手な法律であるというふうに言わなければなりません。

法に定められたたくさんの事務全てで個人番号を利用したり、条例等で独自に自治体で番号を活用することはやめるべきであります。市民にとってメリットのない番号流出の危険や大きな費用負担を強いる個人番号制に基づく本条例には同意できません。

以上、反対討論といたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） これで討論を終わります。

これより議案第60号 甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定の件、採決いたします。

本案は起立により採決したいと思います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

続きまして、議案第61号 甲斐市テレビ共同受信施設設置条例の一部改正の件を当局より説明をお願いします。

生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） ただいまのご審議ありがとうございました。

続きまして、議案集の17ページ、議会資料は9ページをお願いいたします。

議案第61号 甲斐市テレビ共同受信施設設置条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

この甲斐市テレビ共同受信施設設置条例は、地上デジタル放送の開始に伴い、アナログ放送が停止となることから、アナログ波のみが受信可能な敷島北部の清川の一部の地域に地上デジタル放送を視聴するためにテレビ共同受信施設を設置し、維持管理を行う管理組合を設立する必要があったことから、平成22年12月に条例を制定したところでございます。

今般の条例改正の内容は、議会資料の9ページの新旧対照表で説明させていただきます。

今回の条例一部改正につきましては内容は3点ございます。

まず1点目は、今後空き家バンクなどによる移住・定住に備えて、条例で規定されている対象地区を拡充するものでございます。第2条の清川地区テレビ共同受信施設の対象地区は、旧の欄におきましては、アンダーラインが引いてある上福沢と平見城はそれぞれ一部の区域であったものを、今後その全域にするということ、一部の区域をとりました。また新たに、本村の地区を加えて対象地区の拡充を図るものでございます。

2点目は、第2条の大明神地区テレビ共同受信施設の送信点の位置の地番に誤りがありましたので、正しい地番の甲斐市亀沢6949番地109に改正するものでございます。

3点目は、第7条第2項におきまして、従来は新規に加入する場合、管理者である市のかかわりや申し込み先が規定されていなかったため、今後加入する場合は、市と協議の上、管

理組合に申し込む手順の規定の明文化を行いました。

なお、この条例の施行日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上で、議案第61号 甲斐市テレビ共同受信施設設置条例の一部改正の件につきましての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑は終わります。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより本委員会に付託されました議案第61号 甲斐市テレビ共同受信施設設置条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なしと認めます。

これより議案第61号 甲斐市テレビ共同受信施設設置条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

それでは、休憩をしたいと思います。

11時、休憩で。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

続きまして、議案第73号 甲斐市行政組織条例の一部改正の件について、当局より説明を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） ただいまご審議ありがとうございました。

続きまして、議案集の79ページ、議会資料は43ページをお願いいたします。

議案第73号 甲斐市行政組織条例の一部改正の件につきましてご説明申し上げます。

来年4月からの組織機構は、新たな行政課題に対応し、機動的で効率的な組織体制とすることを目的に見直しを行い、先月の11月の全員協議会で説明をさせていただいたところであります。

条例の一部改正の見直しの内容につきましては、議会資料の43ページの新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、部の関係につきましては、第1条の部の設置において、旧のアンダーラインが引いてあります現在の福祉健康部を来年4月から福祉部と子育て健康部に再編し、子ども・子育て支援新制度への移行に向けた各種施設の充実を目指すとともに、次世代育成の切れ目のない総合的な支援に向けた体制強化を図ってまいります。また、新設する子育て健康部にも福祉部と同様に福祉事務所の事務を行うこととなります。

次に、第2条の部の分掌事務において新の下から5行目になりますが、総務部の第10号において、現在生活環境部で行っております防犯及び交通安全に関することを総務部の事務に移管し、総合的に安心・安全なまちづくりを進めてまいります。

44ページをお願いいたします。

旧の福祉健康部の事務のうち、第5号の児童、母子、その他子育て支援に関すること、第6号の保育に関すること、第9号の健康の増進及び保健に関すること、この3つの事務を新設する子育て健康部の事務とし、それ以外は福祉部の事務といたします。

なお、この条例の施行日につきましては、今後自治会連合会での説明や広報紙等によります市民への周知期間を経まして、来年の4月1日からとするものでございます。

ご審議をいただく行政組織条例の一部改正の説明は以上となりますが、引き続き45ページからは、行政組織の規則の改正案の主なものを説明させていただきます。

第3条の部の内部組織として、部、課、係の名称であります。旧の総務部防災対策室を来年の4月からは防災危機管理課に名称変更し、一つの係でありました消防防災係を防災減災係と消防防犯係の2係体制とし、危機管理機能の体制の充実を図ってまいります。

また、市民部保険課の国民健康保険係は現在1係11人体制のことから、来年の4月からは国民健康保険税係と国民健康保険給付係に再編を行います。

また、生活環境部環境課に現在はバイオマス推進係を設置し事業を推進しておりますが、改正の手續が漏れていたことから、今般あわせて改正をさせていただくものでございます。

現在の福祉健康部福祉課の生涯福祉係も1係11人体制のことから、来年の4月からは障害者自立支援係と障害者生活支援係に再編するとともに、生活保護係の名称を保護支援係に変更を行います。

現在の建設作業部建設課は4係体制であります。開発指導の事務が都市計画課に移管することから、1係減の3係体制となります。

一方、都市計画課は、現在の3係体制から開発指導事務の移管によりまして開発指導係を増設し、4係体制とするものでございます。

現在の農林振興課は3係体制であります。事務量の増加に伴いまして農林管理係を新設し、4係体制といたします。

46ページをお願いいたします。

第2項の出先機関の所管の変更でございます。新の組織の市民活動支援課、市民生活係のやすらぎ聖苑は、現在環境課生活環境係が所管しておりますが、市民や議会一般質問の提言等を踏まえ、所管がえを行うものでございます。

また、新の欄の農林振興課農林振興係の双葉農の駅は、農産者の育成を図る事業の特性を踏まえ、現在商工観光課観光交流係から所管がえを行うものでございます。

47ページをお願いいたします。

第4条では、各係の所掌事務でございます。主なところを説明させていただきます。

新の欄の防災危機管理課は、危機管理機能の体制充実を図るため、防災減災係と消防防犯係の2係体制とし、防災減災係では防災対策や減災対策、また危機管理対策を強化してまいります。

48ページをお願いいたします。

消防防犯係では、現在市民活動支援課市民生活係の事務であります防犯対策及び交通安全対策を消防防犯係に移管し、総合的に安心・安全なまちづくりを推進してまいります。

中段の市民部市民窓口課届出窓口係は、マイナンバー制度の導入に伴い、住民基本台帳カードから通知カード及び個人番号カードに名称の変更を行うものでございます。

49ページをお願いいたします。

新の欄の一番下からの2行目、市民活動支援課市民生活係の火葬場の管理運営と墓地などに関する事務を環境課から移管を行います。

50ページをお願いいたします。

新のほうの一番上の交通災害共済と次のチャイルドシートの貸与につきましては、対象者となる市民の方々にご不便を来さないように現行どおり1階の市民活動支援課市民生活係で行ってまいります。

また、中段にあります環境課バイオマス推進係では、バイオマス産業都市とバイオマス活用推進に関する事務を中心となって進めてまいります。

54ページをお願いいたします。

新の欄の中段にあります都市計画課開発指導係は、開発行為や開発指導要綱の事務を建設課からの移管に伴い、新たに係の設置を行います。

55ページをお願いいたします。

新の欄の中段にあります農林振興課農林管理係は、ため池整備や県営土地改良事業などに対応するために新たに係の設置を行うものでございます。

56ページをお願いいたします。

新の欄の一番下の会計課の第5条第2項では、新年度から会計管理者は会計課長をもって充てるものでございます。現在会計管理者は部長職であります。来年4月から課長職となります。会計管理者制度は、地方自治法の改正によりまして、平成19年4月1日にそれまでの特別職であった収入役にかえて新設された役職でございます。甲斐市におきましても、当時会計管理者の職務の位置づけと部長職か課長職かの検討を行った結果、部長職とした経緯がございます。しかし、県内の部長制度を導入している幾つかの市においても課長職としての位置づけを行っているところでございます。そのようなことも踏まえまして、来年度からは課長職とするところでございます。

57ページをお願いいたします。

新の欄の中段の第16条の福祉事務所の規定でございます。現在の福祉健康部が福祉部と子育て健康部に再編されることから、福祉事務所の規定も改正となります。

第1項で、福祉事務所は福祉部と子育て健康部内に置き、第3項では、福祉事務所長は1

人であることから、福祉部長がその任に当たります。福祉事務所が取り扱う事務においても1人の子育て健康部長は、担当部長としての位置づけになります。

また、福祉事務所が取り扱う事務において課長は福祉部を構成する2課長の福祉課長と長寿推進課長、また子育て健康部では、子育て支援課長のみが当たります。

59ページをお願いいたします。

支所及び出張所設置条例施行規則の改正案の内容でございます。

第2条におきまして、敷島、双葉両支所の市民課と地域課を統合し、来年の4月から市民地域課といたします。課長職は2人から1人となりますが、市民地域課長が支所長を兼ねることによりまして、本庁や所内における迅速な指揮命令系統の一元化を図り、機動性に富んだ組織を目指します。

以上で議案第73号 甲斐市行政組織条例の一部改正と合わせまして、行政組織規則案などの改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 議会資料の59ページですけれども、一番最後の説明があったんですけども、前にもちょっと質問しましたので聞かないつもりでございましたけれども、やはりちょっとまた質問したいと思います。

2課を一つにするということを今簡単に説明があったんですけども、これはその今の説明だけでなくもっと裏があると思うんですけども、この敷島とか双葉の支所はこれからあれですか、いずれは戸籍だけにするというか、市民課だけにするというような考え方でこういう統一するようになったんですか。その辺をちょっと聞きたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 来年の組織機構の見直しにつきましては、平成23年にいわゆる分庁方式から本庁方式になったということの中で、5年間経過するという事の中で、いろいろな事務をする中で課題等が浮き上がってまいりました。その課題等を解消するために、今般の組織機構の見直しを行ったところでございます。

その中で、今、小浦委員さんのご質問でございますけれども、将来的な話の中で、その両

支所がいわゆる戸籍とか証明発行のみになるのかというご質問でございますけれども、我々の総務課のほうでは当然そんなことは考えておりませんで、現行の中での不足を来しているところを見直すというところの対応でございます。ただ今後行革とかそういうことの中でいろいろの考えがあろうかと思えますけれども、現行の中では、総務課といたしましては、今回こういう形の中で2課を1課にするということで、課長職が2人から1人になるということだけの対応でございまして、いわゆる出張所関係も当然縮小とかは考えてございません。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 合併する前は、双葉の旧役場も敷島の旧役場も建設課とか経済課とか振興課とか産業課とかと大概2つ以上は課があって、こういう仕事をしておりましたけれども、合併して今度は地域課ということでもってそれが引き継いで仕事をやってくれたようですけれども、ただ皆さんも今回は必要ないというような判断をしたんですけれども、確かにそれは必要ないという判断が間違いではないかもしれないですけれども、ただそれは予算の措置がほとんどないですよね。私たちが仕事をお願いしても予算が少ないからこの仕事はできないとか、それで本課のほうへ行ってくれとか、建設課へ行ってくれとかということで、なかなか仕事をやってくれないから私もちょっと不満があるですけれども、やはりもっと支所の体制をきちんと置いて、課長を置いたり、係長を今までどおり置いてもらって、予算をちゃんときちんとつけてもらって、それで昔旧町でやっていたようなことで、一般財源をある程度は道路の改修とか水路の改修とか、そういうものはやはり急を要するものが結構多いですからそういうものをお願いしてもなかなかやってくれないということで、ちょっと話が長くなって申しわけないですけれども、例えば一つの仕事ですけれども、水路の仕事をお願いしても3年ぐらいは来てくれなかったんです。それでやっと3年目に調査に来てくれたら、今度はこれは3年計画でやらなければ、仕事が大きいかから3年計画でやりますということで、結局小さな水路の仕事が6年も7年もかかるんですよね。だからこんな状況では地元の今いろいろの何か市民の要望とか生活環境の整備とかと言いますけれども、そういうことが十分にはかなえられないですよね。ですから、こういう体制でなくてもっと強くやってもらいたいという私は本当に要望がありますから今回あえて質問したんですけれども、その辺はどう考えておりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

坂本部長。

○総務部長（坂本太久己君） すみません、いろいろご意見等ありがとうございます。今回組織機構の改革ということで提案をさせていただきました。これにつきましては、目的とか趣旨につきましては、総務課長の生山のほうで説明をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

また、支所のほうにつきましても、今回2課あったものを1課にさせていただいたということで、この件につきましては、厳しい財政状況を乗り越えるというようなこと、それから、将来につながる持続可能な行政運営を図っていく、また限られた行政資源を活用していくというような中で、苦渋の選択の中で私たちもよりベターな方向で組織のほうを考えたところでございます。

その中で、支所につきましては今まで2課でございましたが、そこら辺は今後支所としてのマネジメントの中で効率よく組織を見直していく、また市民に対しても優しく、また親切的な接し方ができるように職員の指導も行っていきたいというふうに思っていますので、そこら辺のご理解をいただきたいと思います。

また、予算との関係ですが、当然各地区には、地域にはそれぞれ改修を必要とするような水路、それから道路等は、現在も非常に多いと思います。そこら辺については、当然支所のほうで現場確認をする中で優先順位の中で施工もさせてもらい、また建設課、それから都市計画課のほうと協議する中で予算づけをしていくというようなことで進めさせていただいておりますので、そこら辺の体制については、今後また総務課のほうで組織の機構と合わせて職員の指導も行っていきたいと思いますので、何とかご理解のほうをいただいて、皆さんでまた検証していただき、意見等があればまた寄せていただいて今後の見直しの参考にもさせていただきますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 私がお願いしたのは、やはり支所の機能はこれは本当に地域課というのは大切な課ですよ。それで、私たちがお願いに行く場合も地域課へ行くんですよ。だけれども、今度は地域課の課長もいなくなって誰が責任者だかわからなくなって、係は2つ残るということですけども、それもいずれなんか消滅しそうな感じがするんですけども、やはりその双葉とか敷島の地域のほうの道路とか水路なんかの改修工事、新設は本課の建設課のほうでやってもらって、改修工事はある程度予算を持った地域課でもってきちんとすぐ対応してもらえるような体制をつくってもらいたいですけれども、それがなんか逆

行するような状況ですので質問したんですけれども、その辺は今後もっと積極的に考えてもらいたいと思うんですけれども、課長はどうですか。

○委員長（三浦進吾君） 答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現在その本課と支所の事務の工事関係でございますけれども、確かにちょっと記憶している範囲ですと、120万か130万未満の工事につきましては、支所のほうでいわゆる小規模改良ということの中で対応できるというふうに伺っております。また支所のほうでは、当然各区長さん方から要望が上がってきております。そういう要望に基づきました現地を見たりとかすることの中で、130万、120万未満であれば支所の対応、またそれ以上であれば本課で協議をして本課の対応という形の中で対応しているというふうに私のほうでは認識しております。

今後ただ予算につきましては、支所が単独で持っているということではなくて、本課の予算に計上してあってその中で支所が使うという形になってございます。ですから、支所のほうで単独その工事請負費を農道とか市道の改良工事費を持っているということではなくて、本課のほうに予算計上されているものにつきまして、それを使っているという状況でございます。

ですから、いずれにいたしましても、ただそういう要望等がありますので、そういう要望等につきましては、区長会とかのいうことの中で、また支所でできるものは支所で対応を図るものにつきましては、本課のほうと連携をとる中で進めているというところだと思います。

できるだけその希望にかなうような体制づくりということは必要かと思っておりますけれども、そういうことの中で、できるだけ来年4月からは2人の課長が1人になるということの中で、1課長が支所長になりますから、そういうことの中で、その2人の課長の協議とかがありませんので、1人の課長の判断の中で本課との折衝を図るようになりますから、機動的には回っていくのかなというふうに私のほうでは思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 今のお話しなんですけど、私も双葉なのでちょっと確認しておきたいんですが、今でも親切に窓口では対応していただいておりますけれども、先ほど小室さんが

言った中で、心配というかちょっと確認というのは、やはり今だとお願いするとすぐに行っていただけということですね。そのその後退するということはないということではないでしょうか。人が減るけれども、それでいいですか、確認なんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 課長につきましては、先ほど申し述べております2つの課が1つになりますので、課長は1人減ります。ただ係員は4係がそのまま堅持いたしますので、4係体制はその体制でいきますと。ただその来年の4月に現状の係員の体制がそのまま堅持できるのかどうかということにつきましては、人事課のほうでも今後の事務量とかそういうものを見る中で対応となってきますので、私のほうで確実に現在に確保されますということはいきり切れないところであります。ただ、係としては4係残りますから当然係長は4人いるというところがございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 人数だけでもないんですよ。やる気があって本当に地域のやっていただけという方が残ればそれはそれですばらしいことなので、そこに期待したいと思います。

57ページのこの福祉事務所なんですけど、今回福祉部の所長が福祉部の部長で、担当部長が子育て健康部の長で、課長がまた3人とかふえていますよね。これは実際的にはメリットというのはどんなふうに考えていますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現行の福祉健康部が福祉部と子育て健康部に分かれるというところがございます。部としての業務内容につきましては、今度は福祉部で行う業務、子育て健康部で行う業務があります。ただその中で福祉事務所として行うものがあります。その3つの課の中でも福祉事務所として行うものがございます。ただ福祉事務所長は1人ということになっていますから、当然福祉部の部長がその任に当たると、福祉事務所が行う事務については、福祉事務所長が1人ですから、福祉部の部長が当たると、その福祉部につきましては、当然2課が構成してございまして、その2課が福祉事務所の事務は当然持っていますから、そういう形の中で福祉事務所長が福祉部長に当たると。

もう一つ子育て健康部の中でも長寿推進課がございます。この長寿推進課の中の部分で福祉事務所として行う事務がございます。ですからそちらのほうの事務につきましては、健康増進課の事務は入ってまいりませんので、1つの課の事務ということに限られますから、担当部長ということになります。ですから、福祉事務所として行う事務につきましては、福祉事務所長は福祉部長が当たるけれども、担当部長として子育て健康部長が当たるというところがございます。その辺のいわゆる全体の中の福祉事務所の事務のすみ分けということでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その所長とその部長、これはどんなふうにあれなんだろう、同じ部長ですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどから申しましているとおり福祉事務所の事務というものがございます。福祉事務所が行わなければならない事務、それは子育て健康部の中にあります課といたしましては、いわゆる子育て支援課の事務、それが福祉部におきましては2つの福祉課と長寿推進課事務ということで、その3課の事務の中で福祉事務所が行う事務というのがございます。それ以外当然それ以外の事務については、その担当課が行うというものがございます。ですから、その福祉事務所が行うべき事務につきましては、福祉事務所長は1人なので、一番大きな者の福祉部長が当たると、あと決済関係でも子育て健康部長につきましては、その担当部長ということで決済になっていくというところがございます。あくまで福祉事務所が行う事務に限るというところがございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 非常に基本的なところをお伺いいたしますが、56ページの会計課のところ、会計管理者は会計課長をもって充てるということになるということですが、そうしますと、今の本会議場において管理者のお席があるわけですが、今度からはそこに座る方はいらっしゃらないということによろしいのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 現行会計管理者は部長職ということの中で、本会議場へ出ております。ただ今後やはり課長職になりますから、議会のほうでの出席要求がございましたらば当然会計管理者としての説明とか答弁がある場合がありますので、その分につきましては、出席要求していただければ当然席へ座るという形になります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 資料のほうの48ページですけれども、従来の市民窓口課になるのか、その中の住民基本台帳カードが今度通知カード及び個人番号カードの交付に変わっておりますが、住民基本台帳カードというのはどのような扱いになるのかお聞きしたいです。すみません。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

小澤係長。

○総務係長（小澤 明君） 住民基本台帳カードにつきましては、今現行のものについては、そのまま1月1日以降も使えることになっております。ただし有効期間が10年となっておりますので、10年有効期間がたちますと住民基本台帳カードの有効はなくなります。通知カードについては、通知カードと住民基本台帳カードはそのままなんですけれども、個人番号カードを発行する際には、住民基本台帳カードのほうを持ってきてそれと引きかえという形になりますので、個人番号カードを交付する際には住民基本カードのほうはなくなるという形になります。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今回のこの行政組織の一部改正なんですけど、基本的な考え方、細かいところはわかったんですが、全体としてはこの行政組織をどのような形で、要するに趣旨というのか、どういう形で取り扱っていくのか、その辺ご説明いただければありがたいと、基本はどこにあるのかということなんです。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどちょっと申しましたけれども、平成23年4月にいわゆる

分庁方式から本庁方式に変わったと、新館の建設に伴うということの中で、合併の大きな見直しでございました。それから5年が経過する中でさまざまな行政課題とか事務が今度はふえてまいりました。その事務に対応するためには、当然職員が対応しなければなりません。その職員が対応する中では、現在限られた職員でございます。その職員をどのような形で割り振っていくというのが大事な課題でございました。その中で、各部部长、課長、係長のヒアリングを経る中で、当然事務を拡大していかなければならない事務、また施策に伴いまして重点を置かなければならない事務そういうものにつきましては、当然人と体制を厚くしていかなければならないというものでございます。

そういうことの中で、限られた人員を有効活用するというのと、またそれから機動的な組織、そういうものを目指すというところが大きな課題でございます。当然限られた人員でありますから、また限られた経営資源よく言われていますのが人、物、金、情報、時間というものがございます。そういう限られた経営資源を有効活用しながら、簡素で効率的な行政運営を図るということとあわせて、市民ニーズも多様化しております。そういう多様化している市民ニーズに新たな行政需要として対応できる組織を目指すというところが今回の改正の狙いでございます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一つだけすみません。45ページの福祉課なんですけど、現在双葉にある障害者の相談機関センターというのがありますが、あれはどこに属するようになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） もし違っていたら大変申しわけございませんが、たしか記憶では来年から社会福祉協議会、新年度から社会福祉協議会へ委託をするということをちょっと聞いております。そして今度は社会福祉協議会のほうでそちらの事務を行ってもらおうということをやっています。もし違っていたら大変申しわけございませんが、そのように聞いている記憶があります。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それがそうだとするとなんですが、社協は今すごい大変なんではないか、そこに何で委託するのか、できるだけ市のほうに直接係にいたほうが安心という言い方はおかしいんですけども、いいのではないのかと思う、もしそうであれば、今答えいただかなくてもいいんですけども、どうしてそう委託してしまうのかとちょっとあれなんですけれども。わからないですよ。いいです。

○委員長（三浦進吾君） では、後で。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑は終了いたします。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 小浦委員と同じところになるんですが、60ページですか、7条に支所長がという表現がございます。前文を見ると、先ほど課長は、各支所の市民課長が支所長を兼ねるといふような表現があったんですが、そこまで出てないんですよ、明記されていない、我々がいつも行くときには、支所長、支所長と呼ぶんですが、この職制では我々は地域課長ということではないんでしょうか。その支所長の定義がこの略の中にあるんでしょうか。ちょっと教えていただきたいんです。ここへ7条に急に支所長がというふうに出てくるんですよ。文字の中ではそれまでは地域課長できているんですが、この辺はどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 従来59ページを見ていただきますと、両支所には市民課と地域課がございまして、それぞれ市民課長、地域課長がいると、そのうち市民課長が支所長の任に当たっております。各支所には支所長を置くという規則がございます。その形の中で、合併当時各支所には支所長を置くということで、その支所長は当時は部長職でございました。そういう形の中で支所長を置くということで、その支所長はまだ置くということで生きておりますので、今回はその市民課と地域課が統合されまして市民地域課が設立されますから、その市民地域課長が支所長の任に当たるということで、あくまでも支所には支所長を置く

いう定義がございますからその形の中で行っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） そうなると、文字の中に置くと地域課長が支所長を兼務するという文字がないとちょっとおかしな形になるんですが、いかがなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 当然人事異動等で辞令があったときにつきましては、辞令の中で、今回仮になります来年4月は市民地域課長になりますから、市民地域課長ということとそれから支所長ということの両方の名前を入れる中での辞令という形になります。ですから、辞令発令の中で当然支所長ということも明言されます。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

課長のほうから報告がございます。

生山課長。

○総務課長（生山 勝君） 先ほどの保坂委員さんのご質問でございますけれども、相談センターの関係でございます。一応確認したところ、社協へは来年から委託しますけれども、所管は福祉課があくまでも所管するということだそうです。また詳しい内容はまた福祉課のほうでご質問されたらばというように思っております。

以上であります。

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終わります。

これより本委員会に付託されました議案第73号 甲斐市行政組織条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案第73号 甲斐市行政組織条例の改正の件の反対討論を行います。

本条例は、甲斐市行政組織の見直しに伴う条例改正であります。行政組織は本来地方自治体の本旨に基づいて住民サービス向上や職員の労働条件の改善、業務の合理化と財政コストの削減、国県の補助金交付につなげる改善、縦横の行政の組織との連携強化などを見定め

たものであることが必要であります。特に今回の見直しにおいては、評価の低い番号法に基づく組織の見直しが盛られておりまして、認めるわけにはまいりません。

以上。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、これで討論を終わります。

ただいまより議案第73号 甲斐市行政組織条例の一部改正の件について採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任をお願いします。

暫時休憩といたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

議案第72号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定の件について当局より説明を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） それでは、人事課のほうから甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定の件につきましてご説明させていただきます。

議案の71ページをごらんください。

初めに、甲斐市の臨時職員の現状や条例制定に至った経緯等につきまして、簡単にご説明させていただきます。

甲斐市の臨時職員等は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定による税等の徴収員、交通指導員、家庭相談員、外国語指導助手等、また地方公務員法第22条第5項の規定による一般事務補助、保育士、調理員、放課後支援員、支所等の臨時職員、育児休業等に関する法律第6条第1項の規定による育児休業補助職員の3種類に分けられています。

非常勤職員は、甲斐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びそれぞれの要綱等にて内容等を規定し、臨時職員及び育児休業補助職員は、甲斐市臨時職員等取扱要綱にて内容等を規定しております。

しかし、国から平成26年度臨時非常勤職員の任用等に関しまして、制度の趣旨、勤務内容に応じた任用、勤務条件を確保するよう通知がありまして、県からも同様の指導がありました。

その主な内容としましては、1つ目に臨時非常勤職員の制度的位置づけを踏まえ、職務の内容や勤務形態等に応じて適切に任用する。2つ目に、募集や任用に当たっては、勤務条件を明示する。3つ目に報酬等につきましては、職務の内容と責任に応じて適切に水準を決定する。4つ目としまして、労働基準法や地方公務員育児休業法、育児・介護休業法に基づく各種休暇を適切に整備する等でありました。

現在甲斐市の一般事務補助、保育士、調理員、放課後支援員、司書等になりますけれども、こちらは地方公務員法第22条の臨時職員として任用していますが、規定では緊急の場合、または臨時の職に関する場合は6月——6カ月ですけれども、超えない期間で臨時的任用を行い、さらに6月を超えない期間で更新できるが、再度更新することはできないこととなっております。

一方、地方公務員法第17条に規定する一般職非常勤職員は、補助的、定型的な職務内容で労働者性の高い勤務形態となります。このため現在の甲斐市の臨時職員につきましては、職務内容や勤務形態等から地方公務員法第17条での任用が適切であると考えられますので、法第17条の一般職非常勤職での任用に切りかえるものであります。

なお、地公法第17条による採用につきましては、競争試験または選考によることとされています。また、育児休業補助員と期間限定の臨時的な職員につきましては、従前のおり育児休業補助職員は育児休業等に関する法律第6条、期間限定の臨時的な職員は地方公務員法第22条での任用となります。

それでは、条例の内容につきましてご説明します。

最初に77ページをごらんください。

提案の理由でございますが、地方自治法及び地方公務員法に基づき、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用根拠及び勤務条件について必要な事項を条例で定める必要があることから、条例案を提出させていただいたものであります。

71ページにお戻りください。

第1条の趣旨でございますが、地方自治法第203条の2第4項では、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないと規定されており、また地方公務員法第24条第6項においては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めることとありますので、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関して必要な事項を条例で定めるものであります。

第2条は定義となります。

(1) 一般職非常勤職員とは、地公法第17条第1項の規定により任命する職員で、括弧内の地公法第28条の5第1項または28条の6第2項に規定する職員、これは再任用の職員となりますけれども、これは除きまして、勤務時間が短い職務に従事し、さらに地方公務員法等、共済組合法及び地方公務員災害補償法に規定する常勤職員ではない者となります。これは、正職員、再任用職員は除きまして、勤務時間が短い職務に従事する職員となります。

(2) の臨時的任用職員とはですけれども、地公法第22条第5項または地方公務員法の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員となります。

第3条は任用について、第4条は任用期間となります。

72ページをお願いします。

第1項におきましては、必要に応じて再度の任用も可能であることを規定しております。

第5条は退職につきまして、第6条は分限及び懲戒についてとなります。

73ページをお願いします。

第7条は、勤務日及び勤務時間について規定しておりまして、第2項において勤務時間は現在より15分短縮しました1日7時間30分以内、1週間当たり37時間30分以内とするものであります。

第8条は、週休日及び勤務時間の割り振り、第9条は超過勤務、第10条では休憩時間、休息時間、第11条は休暇、第12条は年次有給休暇について定めております。年次有給休暇の詳細につきましては、規則で定めておりますので、後ほど説明させていただきます。

74ページをお願いします。

第13条は特別休暇となり、詳細はこちらのほうも規則で定めております。

第14条は報酬等になり、一般職非常勤職員は報酬で、臨時的任用職員は賃金で支給することとなります。

なお、1週間当たりの勤務時間が4分の3を超えない範囲——週約29時間ちょっととなりますけれども——以内の者は時間額で算出し、報酬での支払いとなります。

77ページをお開きください。

月額報酬、時間額報酬、時間額賃金につきましては規則にて定めておりますので、詳細は後ほど説明させていただきます。

条例におきましては、職種別の最低の額と最高の額というのを定めておりまして、最高の額につきましては、今後の変動に幅を持たせている額と定めております。

74ページにお戻りください。

第15条は割り増し報酬及び割り増し賃金、第16条は報酬の減額、第17条は時間額報酬の額の算出についての規定となります。

75ページをお願いします。

第18条は通勤に係る費用、第19条は旅費に係る費用、20条は報酬等の支給、第21条は服務、第22条は研修、第23条は社会保険についての規定となります。

76ページをお願いします。

第24条につきましては、災害補償についての規定となります。

その下の附則でございますけれども、第1項は条例の施行を来年平成28年4月1日からとするものでございます。

第2項、第3項は経過措置となり、第4項から77ページの第8項につきましては、条例の施行により関係する条例の改正及び一部改正について規定しております。

以上が条例となります。

続きまして、議会資料のほうの32、33ページをごらんください。

条例の施行に伴いまして改正が必要な条例の新旧対照表となります。説明のほうは省略させていただきます。

続きまして、議会資料の34ページ、次のページをお開きください。

甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例施行規則案につきましてご説明させていただきます。

第1条は趣旨となりまして、条例の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は定義、第3条は登録、第4条は任用、第5条は任用の手続となります。

35ページをお願いします。

第6条は年次休暇となります。詳しいのが39ページに出ておりますので、そちらのほうをお開きください。

まず、別表の第1でございますけれども、1年間に要する一般職非常勤職員の日数となりまして、兼務日数、任用の回数等により年次有給休暇は異なっております。

別表第2につきましては、年度中途に任用となりました一般職非常勤職員の年次有給休暇となります。

40ページをお願いします。

こちらのほうの別表第3につきましては、臨時的任用職員の年次休暇となります。

35ページにお戻りください。

第7条は特別休暇で37ページの第6項までとなります。新たに追加となりましたのは、第6号の忌引の一部、第9号の公務外も含めた傷病休暇、第10号の妊娠中または出産後の通院休暇、36ページの第11号及び第12号の分娩休暇、第13号の育児休暇、第14号の子の看護休暇、第15条の短期の介護休暇、第16条の生理休暇、第17条の骨髄提供休暇となります。

37ページをお願いします。

第2項におきましては、第1項から第8号までの特別休暇は有給となりまして、第9号から第17号の特別休暇は無給となります。ただし第9号は、第3日目までが有給となります。

40ページをお願いします。

別表の第4は、第6号の忌引となります。配偶者及び父母は3日でありましたものが7日へ、子は3日だったものが5日に変わります。

41ページをお願いします。

祖父母、孫、兄弟姉妹、おじまたはおばにつきましては、今まではありませんでしたけれども、表の日数のとおりに変わります。その他は表のとおりとなります。

別表第5につきましては、第9号の負傷または疾病のため療養する必要がある場合の特別休暇の日数となります。

37ページにお戻りください。

第8条は報酬等になります。詳しくは42ページのほうに書いてありますので、そちらをちょっとお開きください。

こちらが職種ごとの月額報酬及び時間額報酬となります。一番上の一番多い一般の事務補助員ですけれども、月額報酬は16万5,200円となりまして、従前の年間支給総額とほぼ同額

となります。また勤務時間が週約29時間ちょっとになりますけれども、それ以外の勤務となるものの1時間当たりの報酬額は866円となります。個々の職種ごとの説明を省略させていただきます。

なお、臨時的任用職員、これは期間限定でありますけれども、こちらの賃金につきましても、時間額報酬と同じ1時間当たりの金額となります。

37ページにお戻りください。

第9条は、割り増し報酬等となります。

38ページをごらんください。

第10条は報酬等の集計、第11条は報酬の減額、第12条は通勤に係る費用、第13条は報酬等の支給日、第14条は健康診断、第15条はその他となります。

39ページをお願いします。

附則第1項は、規則の施行を平成28年、来年の4月1日からとするものでございます。

第2項は準備行為で、一般非常勤職員等の任用に関しまして、必要な手続を4月1日前に行うことができると規定しております。

一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例、関連する施行規則の説明は以上となります。ご審議をよろしく願います。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 最初に説明を受けたわけですがけれども、一般職の非常勤職員と臨時的任用職員、これがちょっとどんなふうが違うのか、もう一度ちょっと申しわけないですが、教えてください。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） まず今現在は臨時職員といっても一般職から給食の調理員からいましたけれども、まず1年間を通して職員と同じように勤務している方というのは、やはりこれは地方公務員法第17条に該当してくるということで、今回国からもこの職務を実態等に合ったものに改めるようにということを言われましたので、まずその1年間を通して本当に毎日勤務されている方は、法第17条、また、短期的に例えば臨時給付金の関係とか、税

務のほうの入力作業とか短期的なものは、今までどおり臨時職員、法の第22条のほうの適用とするものであります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

○副委員長（滝川美幸君） ありがとうございます。

幾つかちょっとよろしいですか。幾つかちょっと伺いたいんですけども、任期の期間というのが1年となっているということですが、第4条で、これは私たちもいろいろな公民館とか利用する際にほとんど簡単に臨職、臨職なんていう言い方で今までしていたんですが、指導員の方たちがいらっしゃって、その方たちは正職員ではありませんよね。正職員でないと思っているんですけども、その中でこの任期を1年から延ばすときにどんなふうな形で延ばしていくんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） これは先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、やはり広くまずは公募をして、そして今いる方も新たな方も同じようにその試験等によってまた面接そういうことで選考していくということで、現在どのように採用試験を行うかとかその詳細につきましては、今検討しているところであります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） では、今はその試験をしていないということでもよろしいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 現在の22条の任用につきましても、現在試験等を行っておるわけでございますけれども、今度はもちろんこの法第17条に関しまして、期間はとりあえず1年の限定となりまして、またその後にそういうふうに募集をして、また今いる方も同じように何らかの形で選考をしてまた再度1年任用していくというような形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） それは例えば任期を1年1年更新していくという形になったときに最長何年までという形は決めているんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 現在のところは、特に何年ということは決めておりませんが、やはり例えば給食の関係とか、保育園の関係とか特殊性がある職もありますので、なかなか年数は決めておりませんが、必要に応じて特にそういった専門の方を余り募集もありませんから、何らかの形で選考して継続していくという形をとりたいと思っています。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ちょっといろいろな職種を私が把握しているわけではありませんが、例えば生涯学習課が管理している公民館などでは社会教育指導員という形でいらっしゃると思うんですが、その方たちというのはその社会教育指導員というものの資格を取ってそこにいらっしゃると思ってよろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） ちょっと資格の面になりますと、私も詳しいことは今わかりかねるんですけども、社会教育指導員とか青少年カウンセラー等につきましては、こちらは特別職の非常勤職員という形で、地方公務員法の第3条3項3号というこの規定に該当しまして、いわゆる特別職の非常勤という形で、今は任用形態となっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） そうすると、その方たちは今非常勤とおっしゃったんですね。わかりました。そういう施設で長くいていただくのは、非常に利用者はよくわかっていていいと思うんですが、その方たちはいつまでたっても結局は非常勤は非常勤という形で、正職員としての採用はないということなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 現在では、正職員になるためには、うちの採用試験、こちらを今現在30歳までとなっておりますけれども、その試験を合格していただかないと職員となれない状況でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

正午になりますけれども、時間延長して行いたいと思います。よろしくお願いします。

滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 先ほど勤務時間のことが出たんですけれども、1日7時間30分以内という説明があったんですけれども、今までよりも15分短縮するということですが、その理由は何でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） こちらも先ほどの議案のほうになりますけれども、71ページをごらんください。

こちらのほうの第2条におきまして、一般非常勤職員、こちらは勤務時間が短い職務に従事してということになっておりますので、任期の定めのない常勤の職員、正職員ですけれども、こちらのほうとやはり区別するために勤務時間はそれよりも若干短くということ、特に7時間半が適正とかということとはございませんけれども、こういう形で一般の正職員と区別するためにやはり勤務時間を15分短縮したところであります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今、区別するという意味では確かにそうかもしれませんが、その15分間はすごく、どうしてもその15分間で差をつけなければならないという理由があるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） あともう一つちょっとございまして、これは公に申し上げづらいんですけれども、山梨県の地方共済組合のほうの規定によりますと、1カ月例えば20日近く働いて1年間を通して働いているような時間の中では、退職金を支給しなければならないという規定がありますので、その辺もちょっと加味しまして、勤務時間を多少ちょっと短くさせていただいております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 今とてもお答えにくいところをお答えしていただいたのかなと思いま

すが、この15分間を働くか働かないかで退職金が出てくるという、私たち私が今考えるのは、例えばこの非常勤として雇用されているときに例えばあと15分では延期したら非常勤であっても退職金をいただくことはできるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） これはそういうふうに規定がされていますので、支給は本来はしなければいけないような決めに はなっております。ただ、今までは22条という臨時的な扱いでやっておりましたので、期間的な採用という形になります。今度は一般職と同様の全て規定となって、ただそれが非常勤というような扱いになりますので、やはり私たちとしてもいろいろなことを加味しまして、国からの指導、またこの時間を少しでも常勤の職員と区別というか、つけるためにも15分短縮しましたので、その辺でご理解のほうよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） ご理解と言われてもなかなかその辺ちょっと理解がしにくいところですが、こういうことはきちっとこういう条例を制定するに当たって、そういう内容でいいのかどうかということを現実に現場で働いているその非常勤として雇用されている方たちとの話し合いというものは十分なされているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） これはやはり全国同様に臨時職員というのは今もうなくてはならない状況でいるわけでございますけれども、やはり正規の職員、こちらのほうは試験を合格して入っていますので、やはり正規の職員にはなれないわけですので、その中でやはりもちろん臨時職員のそういった勤務条件等に関することもうちのほうでも前向きに考えておりますけれども、話し合いということは実際には行っておりません。国や県の決められたとおりにうちのほうも規定をつくって事務を進めているというような状況でございます。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 例えば年収200万円以下今ワーキングプアという言葉がよく使われていますけれども、やはり若い人たちがもしそういう形で使われているときには、何の夢もなくこのままいくという、これは今日本中の問題になっているわけですね。そういうときに

やはり私は公務員という職場の中で、そういう方たちに対してもう少しきちっとした形で、それは先ほどからの説明の中では、その正職員の試験を受けないからそうであるという形でありお話、説明だと思いますが、その中で、例えば30歳に規定をしてしまっているというところから、もう非常に正職員になりにくい形を自然とつくっていらっしゃるのか、市としては、行政としてはという感じも受けるわけですがけれども、現実問題、今、甲斐市は他の市町村に比べてこの臨時職員、非常勤職員の割合というのはい多いのですか、少ないんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 臨時職員の割合は、この近隣と比べて多少高い状況でございます。以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） 多少は高いということですがけれども、ということはこのところいろいろ委員会などでも説明がありますが、職員の人員の適正化という話が出ますが、今の現状甲斐市では適正化にっていないのではないかという、不足しているのではないかということを感じますが、いかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 職員の定員適正化計画につきましては今年度で終了しますので、現在策定しているところでありましてけれども、やはりいろいろな諸課題等が生じておりますので、その辺を加味した中で今後の5年間の職員数の目安をつくっていきたいと考えております。その中であわせて臨時職員につきましても、やはり臨時職員のあり方、また人数等につきましても検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 滝川副委員長。

○委員（滝川美幸君） わかりました。ぜひ前向きに努力していただきたいと思いますが、当然条件によっては、臨時職員で子育てをしながら働きたいという女性もいらっしゃる、非常にそれはそれで需要と供給がマッチしていますが、中にはやはり正職員になりたいという夢もある方も大勢いる、またそういう人たちを育成していかなければならないと思いますので、ぜひ前向きに考えていただいて、要望させていただきます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 一つだけお願いします。42ページに表がありますけれども、この人数を教えてくださいなので、後でもいいんですが、もしわかればばあっと言っていたかどうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） それでは、上から順番に申し上げます。

68人、1名、その下が1名、精神が2名、保育士が64、調理員が19、ファミサポが1、子育てが2、児童厚生員が17、放課後が24、主任ケアマネが2、ケアマネが2、看護師が1、その下の社会福祉士はなしです。今のところ該当なしです。保健師が2、司書が25、栄養士が2、運転手2、調理員の小・中学校が28、調理員の給食センターが24、学校支援員が30、市単独教員が1、スクールサポートカウンセラー4、合計322人となります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 1点お願いします。74ページの第14条で、非常勤職員の中で常勤職員の1週間の勤務時間4分の3を超えない範囲内で定められている職員、これはどういう職員を指すのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） お答えいたします。

常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲の職員というのは、社会保険に適用している、社会保険適用の職員になります。それより以下の者については、社保適用範囲の職員となります。

以上です。

○委員（山本今朝雄君） 実例をちょっと挙げて。

○人事係長（飯沼秀司君） ですから、週60時間ですから、1日約6時間以上働く職員については社会保険が適用になりますので、こちらに該当します。その方については、月額報酬

をお支払いする、それよりも短い方については、社会保険が適用になりませんが、そういう方については、時間額でお支払いをするという内容でございます。

○委員長（三浦進吾君） 山本委員。

○委員（山本今朝雄君） 仮にどんな方がいますか、甲斐市に。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） 例えば市役所に勤務していただいている事務補助の方につきましては、週5時間、それからフルタイムに近い時間で働いていただいていますので、その方は社保に加入しておりますので、そういった方については月額報酬になります。それが例えば保育士の中でパートの保育士さんとかいます。臨時さんもいるんですけども、そういった方がお休みの場合に来ていただくというような方ですとか、あと図書館のパートさん、図書館も長い時間がありますので、3時間とか2時間とか勤務をしていただくような職員の方もいますけれども、そういった方については、時間額報酬をお支払いする形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、76ページに附則の中で4号から以下条例の廃止、あるいは一部改正がされておりますけれども、5号は条例改正、正式に書いてありますが、6号、7号については、正式の条例名でなくて勤務時間条例の一部改正とか、給与条例の一部改正でなっておりますが、正式に言えばこちらに新旧対照表に載っていますけれども、例えば甲斐市職員給与条例何日の第何号とかいうふうに記載すべきでありますけれども、この勤務時間と給与だけはそういう形で簡略で記載してありますけれども、何か理由があつてこうされているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） お答えいたします。

ここで省略の形をとっているのは、条例の前の本文の中で正式なものにつきましては記載をし、それについては以下こういった形で省略をするということで説明をしておりますので、それに従いまして省略をさせていただいております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） 本文の中でよく略称して以下どうどうというふうにありますけれども、云々というのが記載がありますが、こうした附則の場合の条例改正という場合には、本来正式名称をきちっと入れて一部改正をされるというような形が通例だったと思いますけれども、その辺は間違いありませんか、そういう方式で大丈夫という。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

飯沼係長。

○人事係長（飯沼秀司君） この条例制定に関しましては、人事課のほうで素案をつくりまして、総務課の法制担当とも協議をする中で作成をしておりますので、間違いのないというふう

に認識しております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 71ページの任用のところでは一般非常勤職員の任用とそれから臨時的職員の任用とあるんだけど、このところの違いとか、この業務を見て臨時職員を任用することができる、一般非常勤職員とこの任用するときの違いはどういうところなのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） まずこちらのほうの一般職非常勤職員、これは1年を超えない期間とするということになっておりますけれども、こちらのほうは職員と同様に1年を通してお願いをする方がなります。こちらのほうが一般職非常勤職員となりまして、次の72ページのところに第2項のところに書いてあります臨時的任用職員、こちらのほうにつきましては、基本的には6カ月ということになりまして、最長でも1年ですよという形で、これが臨時職員という形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それでいいんだけど、ここに育児休業法とあるんですけども、臨時職員は調理員とかここさつき人数を言ってくれたけれども、その関係はあくまでもうたっているのは育児休業法ということがうたってあるよね。それとの関連性はどうかよくわからない、一般的に臨時職員というのは我々の認識では、6カ月で更新をしてやれよということですよ。そうするとその育児休業法との関連性というのはどうなるんですか、臨時職員の扱いは。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 現在大きく分けて3つに分かれまして、まず一般職の非常勤職員、こちらのほうは1年を通してお願いをする、これはもう一般の今の臨時職員、また給食の関係、保育士等になりますけれども、こちらのほうは一般職の非常勤職員という今度は呼び名になりまして、72ページのほうのところは2つありまして、まず短期間でお願いする、例えば先ほどの税務の関係で入力作業をしていただくとか、臨時交付金とか、そういった短期間をお願いするものは、今までどおり臨時的任用職員という形になりまして、これは半年等の更新というか、ものになりまして、最長でも1年を超えることはできないとあります。もう一つが育児休業法にこの規定によりまして、臨時的に任用する職員、これが育児休業に当たってその職員のかわりに雇うと、これもやはり期間限定になりますので、こちらの3種類がありまして、今までの臨時職員の大半につきましては、全て一般職の非常勤職員という形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） またまたすみません。今、難しい言葉がいっぱい並んでいると、難しい言葉がいっぱい並んでいるのはちょっと市民に非常にわかりにくいという部分で、私があえて臨時職員、非常勤職員という言葉は、ある意味で言うところには世間で言う非正規と非正規雇用だと、この今現在非正規雇用というような形で採用されている職員の中から今年度の人事の採用試験に希望された方は何人あったか、その中で採用された方があったかお尋ねします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 今、はっきりちょっと総人数、今ちょうどきょうの午後から3次試験があるんですけども、最初の1次試験の段階でたしか10人ぐらい、約10人ほど今の臨時職員の中から申し込みがありまして、現在保育士もいますから4人ほど3次試験のほうに残っている状況であります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） バランスがいわゆる450、350前後というような数字で正職と非常勤があるという形になっています。私は以前から言っているように、非正規と呼ばれる職員の中に正規を希望する、これはちまたの民間企業でも同じなんですけれども、そういう方はある意味業務に精通していて明るいのではないかと、それを新しく新卒とか、あるいは他業種からでも役に立つ人はもちろんいますでしょうけれども、そういう方に手とり足とり教えている手間がかかるという部分からいうと、こういういわゆる臨時職員とか非常勤職員の中から希望があったらどんどん採用すべきだという、あるいは枠をもっと広げておくべきだとかという考え方はいかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三澤課長。

○人事課長（三澤 宏君） 現在こういった臨時職員で採用されている方、もちろんノウハウは蓄積されてあるわけでございますけれども、やはり新たに学校を卒業して新たな社会人として試験を受けてくる方もいらっしゃいます。また、現在の職員の年齢構成等のバランスもありますので、うちとしましても今は30歳というような年齢制限にしておりますけれども、やはりこの辺も今後は検討していかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかがございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第72号 甲斐市一般職非常勤職員等任用、勤務条件等に関する条例の制定の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号 甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定をお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

暫時休憩です。

職員の入替えでございます。

休憩 午後 零時 20分

再開 午後 零時 33分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

それでは、審査に入ります。

議案第62号 甲斐市税条例の一部改正の件を当局より説明を受けます。お願いします。

古屋税務課長。

○税務課長（古屋正彦君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、市民部税務課より議案第62号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明をさせていただきます。

お手元の甲斐市定例市議会議案の19ページをごらんいただきたいと思います。

議案第62号の甲斐市税条例の一部改正の件につきまして、まずこの改正の提案理由といたしまして、その先の31ページをお願いしたいと思います。31ページの一番下の欄をお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。これがこの条例案を提出する理由でございます。

次に、改正の概要につきまして、甲斐市定例市議会資料の10ページになります。ごらんいただきたいと思えます。

概要でございますが、1、市たばこ税関係、2、固定資産税関係、11ページへいきまして、3、納税関係及び4、番号法関係の改正となっております。今回この改正は、3の納税関係に係る猶予制度の見直しにつきまして、県が近県などの状況の確認を行い、県が先立って条例案を作成した上で、市がそれをもとに税条例を改正することになっておりました。このたび県の改正が終了したことにより徴収猶予の改正を行うものであります。また、これに合わせて、市たばこ税、固定資産税等も改正を行うものであります。

説明は、この概要に沿って、次の12ページ以降の新旧対照表と並行して改正の主な点のみ説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、10ページの概要で、1番、市たばこ税に関する旧3級品たばこの税率の廃止についてですが、現在市たばこ税につきましては、旧3級品と旧3級品以外の2種類に分類し課税しておりますが、そのうち旧3級品が特例により低い税率で課税になっております。この旧3級品の紙巻きたばこに係る特例税率を廃止するもので、平成28年度から平成31年度まで段階的に税率を引き上げる経過措置を講ずるものであります。

施行は平成28年4月1日からとなります。

条例改正箇所は、29ページの新旧対照表の附則第16条の2、たばこ税の税率の特例となります。附則16条の2は、特例税率の廃止に伴う条文の削除、また甲斐市定例市議会議案の25ページ、一番下の段になりますが、市たばこ税に関する経過措置及びまことに申しわけありません、戻りまして、甲斐市定例市議会資料の10ページ、中段、概要の中に示す表のと通りの段階的経過措置となっております。これが市たばこ税に関する関係になります。

次に、同じく概要の10ページ、2番、固定資産税関係になりますが、新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置についてですが、これはサービスつき高齢者向け賃貸住宅を新築した場合の固定資産税の減免措置に係るもので、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を導入した上で、課税標準額の特例率を地方税法の参酌基準と同割合の3分の2とし、適用期限の平成28年3月31日を2年延長するものであります。

施行は公布の日からとなります。

条例改正箇所は、26ページの新旧対照表の附則第10条の2第7項になりまして、法附則第15条の8第4項に規定する新築のサービスつき高齢者向け賃貸住宅について、市の条例で割合を定める規定のものであります。

次に、11ページの概要で、3番、納税関係になりますが、猶予制度の見直しについてですが、これは徴収及び換価の猶予に係る要担保徴収額の最低限度額を50万円から100万円に引き上げるものであります。また換価の猶予においては、納税者の申請を新たに新設するものであります。

施行は28年4月1日からとなります。

条例改正箇所は、12ページの新旧対照表の第8条、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法、次の13ページ、第9条、徴収猶予の申請手続等、それから14ページ、第10条、職権による換価の猶予の手続等、それから15ページ、第11条、申請による換価の猶予の申請手続等、それから16ページ、第12条、担保を徴収する必要がない場合となります。

各条文の内容につきましては、まず戻っていただきまして、12ページの新旧対照表の第8条の徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法ですが、第1項が地方税法第15条徴収猶予の要件等に基づき納付期限及び納付金額を定めるもので、第2項が納付期限及び納付金額の変更について、第3項は該当者への通知について、第4項は変更を受けた者への通知となっております。

次に、13ページ、第9条の徴収猶予の申請手続等につきましては、第1項が地方税法第15条の2第1項に規定する徴収猶予の申請手続等に基づくところの申請に必要な事項を定めるもので、第2項は申請に必要な書類について定める。

それから、14ページ、第3項は、地方税法第15条の2第2項に規定する法定納期限から1年を経過した日以後の徴収猶予に係る申請について申請の事項を定め、第4項は地方税法第15条の2第2項及び第3項の猶予期間の延期等を申請する場合の必要書類について定める。第5項は、地方税法第15条の2第3項の猶予期間等の延長に係る必要事項について定め、第6項は地方税法第15条の2第4項の担保に係る書類について、第7項は地方税法15条の2第8項の申請の訂正及び添付書類の不備等の訂正期限の規定となります。

次に、第10条の職権による換価の猶予の手続等につきましては、第1項は第8条の徴収猶予を準用、第2項は換価の猶予の要件に関する書類について。

次に、15ページになりますが、第11条の申請による換価の猶予の申請手続等につきましては、第1項は換価の猶予を申請する期間、第2項は、地方税法第15条第3項及び第5項により、徴収猶予の要件、分割納付、納入方法を準用、第3項は申請に係る事項、第4項は申請の添付書類、第5項は延長を申請する場合の記載事項、第6項は、地方税法第15条の

2第8項訂正期間の期限を準用。

次に、16ページ、第12条になりますが、担保を徴収する必要がない場合につきましては、担保の徴収を不要とする基準について、猶予に係る金額等の規定となっております。

以上が猶予の改正関係となっております。

次に、戻りまして、11ページの概要になります。4番、番号法についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律いわゆる番号法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

施行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日からとなります。

条例改正箇所につきましては、それぞれの説明は省略させていただきますが、共通する内容としましては、納税者や代表者等の氏名及び名称の後に個人番号及び法人番号を加える形で番号法の施行に対応するものであります。これが4番の番号法関係になります。

最後に、概要にはございませんが、そのほかの改正条項については、項ずれ等の軽微なものとなっております。

以上で、議案第62号 甲斐市税条例の一部改正の件につきまして説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対するの質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） まず、市のたばこ税関係であります。旧3級品の紙巻きたばこ、平成26年度の甲斐市におけるこの旧3級品の市民税の額、どのくらいになっているのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） ただいまの質問の平成26年度の3級品の決算税額で申し上げますと、976万円となっております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 平成26年が976万円、平成27年度の見込みとしては、どんな状況でしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 平成27年度につきましては、26年度とほぼ同じ税額になる見込みと考えております。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 余りたばこを吸っていないからよくわかりませんが、この旧3級品の紙巻きたばこ、この中で一番市販で売られているたばこで高い商品は何でしょうか。それが平成28年4月1日から31年4月1日までこのたばこ税の税率を変えた場合、どのくらいの額になるかわかりますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

五味係長。

○市民税係長（五味万里君） 銘柄はエコーで250円となります。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 現在250円で、あと3年後にはどのくらいになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） その個別のたばこ自体の価格というのは、2年後、3年後というのではちょっとつかめてはいませんが、たばこ自体のその金額というのはつかめてないんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） いずれ値上げということですね。値下げではないよね。値上げになるんですね。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 別件ですけれども、番号法の関係でございますが、この番号法ちょっと先ほど聞き落としましたけれども、この行政手続をするのがこの個人番号に法人番号をつけ加えたりどうのこうと言いましたが、もう一度いいですか。どういう形でこの番号を識別していくのかということですが、もう一度よろしいでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） こちらのほうは直接かかわるものについては、様式等の中に個人

番号、法人番号等を入れるような形になりまして、具体的には、市税の中で国税との連携が深い住民税に関するもの、平成28年度の所得からの活用となりますが、27年度分については、まだ特にそういった必要性はないんですが、次に向けての形で活用していくような形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） この個人番号、法人番号に規定を設けるということでありますが、これは前からの議論の中でいろいろ言われていますけれども、要するに漏えいの危機と危険というのはどうなんですか。どういうふうにそれを防衛するかというか、漏えいしないように対応するのか、その辺のセキュリティの対応というのがどうなんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 情報セキュリティ等そういった関係で、もちろん国のほうからも指導、それから総務課のほうからのまた指導などございまして、そういう情報セキュリティに定められている中で運用、対応等をしていくような形で考えております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員はいらっしゃいませんので、終了いたします。

これより本委員会に付託されました第62号 甲斐市税条例の一部改正の件について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 議案62号の反対討論を行います。

固定資産税関係条例の附則から税関係条例の猶予制度の見直し等の条例は是とするものがありますが、たばこ税関係の条例、そしてまた先ほど質問しましたけれども、市民にとって大きな問題になっている番号法の関係の規定整備はどうなのかということで、納得できないものもありますので、反対をいたします。

○委員長（三浦進吾君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論を終わります。

これより議案第62号 甲斐市税条例の一部改正の件について、本案は起立により採決を行いたいと思います。

本案に賛成の方のご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（三浦進吾君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 零時 5 4 分

再開 午後 零時 5 6 分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開いたします。

時間の関係で日程変更させていただきます。

それでは、補正の予算審査に入ります。

議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容によりある程度まとめて説明を受けたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） それでは、そのようにいたします。

なお、審査は初めに歳出について審査し、続いて歳入の審査を行います。

まず、第2款総務費、第1項総務管理費及び第4項選挙費について一括で説明を求めます。

三澤人事課長。

○人事課長（三澤 宏君） 大変ご無理を言って申しわけありませんでした。

それでは、人事課より、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお願いします。

初めに、人件費全般にかかわります補正理由等につきましてご説明させていただきます。

当初予算は、例年予算編成時、11月になりますけれども、予算科目ごと議会事務局職員費とか、敷島支所職員費等に在職している職員の新年度の給料、職員手当等、共済費にて予算を作成しております。これを現員現給とちょっと呼ばせていただいております。この現員現給での予算確定後の4月1日に人事異動がありまして、実際の職員の配置となります。このため職員の異動があった部署におきましては、予算編成時と異なる給料等の額が生じてきます。しかし当面は給料等の支払いに支障が生じないことから、昨年平成26年度は人事院勧告がございまして、差額の支給と異動によります新たな職員体制での年間支出額を見込んだ額を11月の臨時議会に計上させていただきますまして、人事課で一括説明、実施させていただいたところでございます。今年度につきましては、人事院勧告はありましたけれども、国が給料表等の法改正を年明けに行う予定となりましたので、現員現給等による再計算を行いまして、この12月議会に補正予算を計上させていただいたものであります。

それでは、さらに具体的な説明に入りたいと思います。

平成27年度当初予算につきましては、昨年平成26年8月7日の人事院勧告を受けまして、10月17日に山梨県の人事委員会が県職の給与等についての勧告を行ったことから、本市におきましても、県に準じて11月に臨時議会を開催しまして、平均0.24%の引き上げを実施、その給料表をもとに現員現給で27年度の予算を作成しております。

しかし、その後国におきましては、国家公務員の給与が一部地域におきまして依然として民間賃金より高い等の指摘やまた50歳代後半の官民格差が生じていることを踏まえまして、全国共通となっております給料表につきましてその水準を平均2%引き下げたことから、本市におきましても同様の改正を27年3月議会にて決定し、この4月1日から施行しております。これによりまして、2節の給料は、例年の現員現給による再計算とその引き下げによります減額が増減の要因となっております。2節給料の一般会計補正総額は5,274万9,000円の減額となります。

次に、3節の職員手当等は、現員の手当等への再計算と時間外手当等の変動によるものであります。3節職員手当等の一般会計補正総額は、1,052万7,000円の増額となります。

次に、4節の共済費であります。現員の共済費への再計算のほかに本年10月からです

けれども、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴いまして、保険料の掛金の計算方式が手当率制から標準報酬制と呼ばれる方式に移行となりました。これは従前が基本給掛ける手当率1.25掛ける掛金率となっておりましたけれども、今度は基本給プラス諸手当、これは時間外等となりますけれども、これに掛金率を掛ける方式に変更となりました。その改正のため多めの予算を見込んでいたことから減額となっているものであります。4節共済費の一般会計補正総額は、5,000万8,000円の減額となります。正職員にかかわります給与、職員手当等及び共済費につきましての一般会計の補正総額は9,223万円の減額となります。

続きまして、臨時職員、非常勤職員についてであります。正職員と同様に現員現給にて予算計上しておりましたので、1節の報酬、共済費、賃金の増額、減額したものであります。

なお、同様にそれぞれの所管の人員費の補正理由等がありますので、よろしく願いいたします。

それでは、001総務管理関係職員費6,971万9,000円の増額につきましてご説明します。

総務管理関係職員費は、市長、副市長、企画政策部、総務部、会計課、市民活動支援課の職員給与等の経費となります。当初予算作成時に平成27年3月末で退職予定であった職員25人いましたけれども、また、新たに4月からの新採用職員22人の給料及び職員手当等につきまして総額を比較しまして、それぞれの差額というのを出しまして、当初予算から減額する調整を行い、予算計上しております。これはできるだけ実態に即した人員費を予算計上するために給料の高い方が多くやめて新しい方が入ってきていますので、その辺を調整しまして、予算計上している調整であります。

なお、共済費につきましては、標準報酬制への移行を考慮しまして、調整は行っておりません。

これによりまして現在の現員現給で再計算しますと、2節の給料は3,414万9,000円の増額、3節職員手当等は5,667万円の増額、共済費は2,110万円の減額となりまして、合計6,971万9,000円の増額となるものであります。

続きまして、002総務管理費関係嘱託臨時職員費4,745万1,000円の増額につきまして、ご説明します。

総務管理費関係嘱託臨時職員は、企画政策部、総務部、会計課、市民活動支援課の臨時嘱託職員となりますが、当初予算作成時は41人でありましたけれども、現在65人となっております。4節の共済費が526万1,000円の増額、7節の賃金が4,219万円の増額となりまして、合計4,745万1,000円の増額となるものであります。

001総務管理関係職員費と002総務管理費関係嘱託臨時職員費を合わせました1目一般管理費の補正総額は1億1,717万円となりまして、予算現額は8億5,654万9,000円から9億7,378万9,000円となります。

なお、その他財源の395万5,000円につきましては、陸前高田市への職員1名の派遣に係る陸前高田市からの負担金収入であります。

人事課に係ります補正予算の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 続きまして、生山総務課長。

○総務課長（生山 勝君） 条例審査に引き続きよろしくお願ひいたします。

総務課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

ページにつきましては、同じページになります。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費でございます。補正前の額1億1,414万5,000円に243万3,000円の増額補正を加え1億1,657万8,000円の予算額とするものであります。

増額補正の内容であります。先ほどご審議をいただきました行政組織条例の一部改正に伴いまして、来年の4月1日から部、課、係の組織の一部の名称が変更になります。その名称変更に伴いまして、庁舎案内サイン表示板の修繕費用として198万5,000円の需用費の補正とパーティションなどの事務備品として44万8,000円の備品購入費の補正でございます。

総額といたしまして、竜王庁舎維持管理事業といたしまして243万3,000円の増額補正であります。

なお、敷島支所及び双葉支所の課の名称変更に伴います庁舎案内サイン表示板の変更の修繕費用も一括で竜王庁舎維持管理事業に計上させていただきました。

続きまして、6目情報管理費でございます。補正前の額1億9,738万2,000円に330万円の増額補正を加え2億68万2,000円の予算額とするものであります。特定財源のその他の諸収入は、光ケーブル移転の工事費の補償といたしまして、山梨県から工事費の全額の450万円が入り、一般財源が120万円の減額となる見込みであります。

増額補正の内容でございますが、県道拡幅工事に伴いまして、電柱移設工事を行います。その電柱に共架しております本市の光ケーブル設備の移設も必要になったことから、移設工事費の補正を行うものでございます。この光ケーブル設備の移設工事費は450万円かかる見込みでありまして、全額県から補償されますが、補正予算につきましては、当初予算に不足する330万円を工事費として計上させていただきました。

次に、ページが飛びますが、18、19ページをお願いいたします。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費でございます。補正前の額81万7,000円に39万1,000円の増額補正を加え、120万8,000円の予算額とするものであります。特定財源は、事業費39万1,000円の2分の1の補助率となる19万5,000円を国庫支出金として見込み、2分の1の19万6,000円が一般財源となります。

増額補正の内容であります。選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられる公職選挙法の改正に伴いまして、現在の選挙人名簿システムを改修する委託経費といたしまして、39万1,000円を計上するものでございます。

以上で総務課が所管する3件の補正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、飯沼支所長、お願いします。

○敷島支所長兼市民課長（飯沼源治君） お疲れさまでございます。

敷島支所関係の12月補正についてご説明させていただきます。

補正予算説明書、14ページから17ページになります。15ページの下段をお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費のうちナンバー003番、敷島支所関係職員費につきましては、4月の人事異動及び制度改正に伴う補正であり、1,010万3,000円の減額を行うものです。

次に、ナンバー004番、敷島支所関係嘱託臨時職員費につきましては、4月の人事異動に伴う補正であり、286万2,000円の減額を行うものであります。

内容につきましては、先ほど人事課長の説明のとおりでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、小松支所長、お願いします。

○双葉支所長兼市民課長（小松重貴君） お疲れさまでございます。

引き続き双葉支所の補正予算について説明させていただきます。

15ページ下段になりますが、ナンバー005、双葉支所関係職員費1,175万円の減額補正でございます。

内容につきましては、同じく先ほど人事課長の説明のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費及び第4項選挙費の審査を終了いたします。

次に、第9款消防費、第1項消防費について説明を求めます。

斉藤消防防災対策室長。

○消防防災対策室長（斉藤晴彦君） それでは、消防防災対策室より12月補正につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算書28、29ページをお願いいたします。

上段の9款消防費、1項消防費、1日常備消防費につきまして、補正前の額7億9,493万9,000円に対しまして1,952万3,000円を増額させていただきまして、合計8億1,446万2,000円とさせていただくものであります。

補正額の財源内訳につきましては、地方債として、合併特例債1,300万円の充当、一般財源652万3,000円であります。

3目消防施設費につきましては、市税の入湯税の増額に伴いまして、財源内訳、その他の財源を600万円増額しまして、一般財源を600万減額する財源更正を行うものでございます。

それでは、目ごとの説明をさせていただきます。

1日常備消防費、細目001常備消防負担金、19節負担金補助及び交付金1,952万3,000円につきましては、基準財政需要額の確定に伴いまして、甲府地区広域常備消防負担金が145万円の増額、峡北地区広域常備消防費負担金が317万1,000円の増額、電気用品及び液化ガス移譲事務負担金につきまして9万円の減額、また、峡北消防本部庁舎建設負担金につきましては、設計が確定しましたため、庁舎建設事業及び訓練棟建設に係る負担金といたしまして、1,789万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

また、新庁舎建設におけます計画概要といたしましては、敷地面積については5,072.39平米、建設面積2,106平米、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の地上2階建てとなっております。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

説明に対して質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第9款消防費、第4項消防費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

次に、第1款議会費、第1項議会費及び第2款総務費、第6項監査委員費について説明を求めます。

武川議会事務局長。

○議会事務局長（武川 訓君） ご苦労さまです。

それでは、議会事務局関係の補正につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算の説明書の14ページをお願いします。

1目の議会費です。001議会事務局職員費の110万4,000円の減額をお願いするものでございます。これは先ほど人事課長が説明いたしましたとおり、4月の人事異動に伴うものの減額となります。

次に、予算説明書の18ページになります。

真ん中の欄ですけれども、2目の監査委員事務局費25万6,000円の増額になりますが、これにつきましても、4月の人事異動に伴います補正となります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 質疑なしと認めます。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「発言する者なし」〕

○委員長（三浦進吾君） 傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第1款議会費、第1項議会費及び第2款総務費、第6項監査委員費の審査を終了いたします。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費について説明を求めます。

内藤秘書政策課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） よろしく申し上げます。

秘書政策課から補正予算の内容を説明させていただきます。

補正予算説明書の14、15ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費でございます。補正額5,224万7,000円でございます。財源といたしましては、国庫支出金が5,000万円、それから寄附金として824万7,000円でございます。

まず、003企画管理費、補正額824万7,000円でございますが、内訳といたしまして、報償費800万円につきましては、ふるさと応援寄附金をいただいた方々へのお礼としての特産品等の贈呈品の経費の補正でございます。9月議会において補正をさせていただき、返礼の経費として720万円を措置しておりましたが、その後クレジット決済の導入や新たに竜王源水、あるいは焼酎大弐や市内ワイナリーの商品を品目に加えるなどしたところ寄附が大幅に増加いたしまして、寄附額が9月の補正時に想定した年額とほぼ同額の状況になっておりまして、ここで大幅な増となる見込みであります。これに対応するため今回贈呈品の経費の補正をお願いするものであります。

それから、12の役務費24万7,000円につきましては、寄附の増加に伴い、通知の郵便代や手数料の補正をお願いするものであります。

以上、合計824万7,000円の補正内容でございます。

続きまして、016地方創生事業5,000万円であります。内容といたしましては、備品購入費として5,000万円であります。これは市が誘致する産婦人科が必要とする医療機器の一部を購入し、開業する産婦人科に対してこれを無償貸与することにより、開業支援を行うものであります。

市では、少子化問題に対応する上で、人口ビジョンにおいて目指すべき人口に向かって、まず相手を見つけ、結婚し、安心して出産、子育てができる環境の構築が必要だと考えております。

甲斐市総合戦略の中では、ネウボラ事業として、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の内容として、人口減少及び少子化対策の一つとして、女性に安心・安全な生活態度を確保し、産前から子育てまできめ細かで切れ目のない、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援事業が必要となってきます。さまざまな機関が個々に行っている妊娠、出産、育児までの支援について、（仮称）甲斐市子育て世代包括支援センターを組織し、この取り組みの一つの支援として、産前産後のサポートを行える産婦人科の誘致を行い、本産婦人科医院を支援センターの附属機関のような位置づけにし、医師を初め助産師、保育士などによるサポートにより妊娠、出産、育児までの支援の体制づくりの強化を図ります。また、この開業には、地元山梨大学と連携を図り、市、大学、個人病院の連携体制の確立を行いますとしております。

現在県内の産婦人科は減少してきておりまして、出産できる施設は、大学附属病院など大規模病院が7つ、一般開業が8施設、助産院が1施設の16施設しかありません。このような状況下で県内の多くの出産を大学病院、大規模病院などが担っておりまして、産前産後の健診などもそれらの病院に通うことになりまして、その窓口は大変な混雑をしており、本来高度医療を受けるべき患者以外の対応にも追われているのが現状だと伺っています。安心して環境で出産を迎え、出産し、産後ケアを受けられる身近にそのような環境づくりが必要だと考えます。

県内の産科が減少している中で、産科医の先生方も危機感を持ちまして、診察はクリニックで、出産は高度医療が受けられる大学病院などでというセミオープンシステムといわれる仕組みに取り組んでおりまして、より安心・安全な出産環境の整備に取り組まれております。また、県内自治体においてもこの状況に同様に危機感を持っておりまして、幾つかの自治体の公立病院への産科の設置、公費を投入しての誘致、また新たな公設民営化での産婦人科誘致など新しい動きも県内では出てきております。

このような状況の中において甲斐市でもネウボラ事業の切れ目のない子育て支援の核として、山梨大学医学部附属病院と連携を図る中でこのセミオープンシステムを推進するため、附属病院と直接連携が図れる女性医師の開業を促し、そのための開業支援に取り組むところでもあります。

切れ目のない子育て支援を行うことにより若い夫婦を甲斐市に呼び込み、そのまま子育てをしてもらい、定住の地としてもらう、子育てだったら甲斐市という環境をつくり上げることが重要だと考えています。

先般総合戦略の追加の先行事業として、このネウボラ事業の中の特に開業支援事業を先行事業として申請を行ったところ、国のほうから交付決定となりましたので、今回補正をお願いするところでもあります。

歳出については以上であります。

次に、歳入です。これに伴う歳入であります。まず補正予算書の8、9ページをお開きいただきたいと思います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1総務費国庫補助金といたしまして、地方住民生活等緊急支援交付金、地方創生先行型として5,000万円の増額補正をお願いするものでございます。これは総合戦略に位置づけられておりますので、10分の10の全額補助として認められております。

それから、10、11ページを開いていただきますと、寄附金の一般寄附金といたしまして、先ほどご説明いたしましたふるさと応援寄附金につきまして、2,000万円増額の入の補正をお願いするものであります。これは寄附金が増加しております。10月のペースで想定しまして1カ月500万円、3月までの増額分として3,000万円の増を見込んだところでもあります。9月までの寄附金額の800万円と合わせまして年間3,800万円の寄附を見込んでおります。これまでの予算額を除いた2,000万円の追加補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、単純なことをまずお聞きしたいんですけれども、今のふるさとの寄附金なんですけれども、今回の補正額の歳出が約800万で、先ほどの説明の歳

入が2,000万ということは、単純計算これで1,200万ほど市に残るといふ、補正額で言うと1,200万ほど市に残るといふ、そういう意味でよろしいんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 現在このふるさと応援寄附金につきましては、寄附をいただいた大体4割弱ぐらいをお礼の贈呈品として予算をしておりますので、単純に計算して、残り6割が市のほうに残るといふ形の計算でございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 引き続き頑張っていたきたいと思ひます。

あと、地方創生事業のその産婦人科の関係なんですけれども、この話はかなり私にするとふって湧いたような話で、なんか気がついたら新聞記事に出ていて、市民の方からもどういふ話なのなんて聞かれてもちょっと詳しいことがわからなくて説明もできなかったなんていふことがあるんですけれども、これ経緯といひますか、どういふ形でこの話がまず始まったといふところをお聞かせいただきたいんですけれども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） この話は、もともと総合戦略の中の事業として、切れ目のない子育て支援を行うといふ形で、甲斐市版ネウボラ推進プロジェクトといふ事業を上げております。その中でその核として、先ほど言ひましたが、市内に出産をする機会、あるいは産婦人科が少ないといふことで、山梨大学附属病院の先生とのお話をする中で、そういうことがセミオープンシステムのようなやり方で充実を図るといふような話も出てきましたので、それを取り入れることで甲斐市版のネウボラの充実を図るといふことで、組み立ててきたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） その県内の新しいシステムですか、その話が出てきたのといふのはいつぐらいの話なんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 県内の産婦人科、特に山梨県と山梨大学附属病院の産婦人科等とセミオープンシステムといふことをつくり出し検討しているのは、2年ほど前から取り

組んでおりますが、いろいろなところへ声をかけていて実際は実現しなかったりというような試行錯誤を今続けているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） それで、私が聞きたかったのは、その甲斐市がこの計画をその中に入れていって甲斐市の事業としてやろうという話が始まったのはいつぐらいかということをお聞きしたいんですけども。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

○秘書政策課長（内藤博文君） 全県で産婦人科とまた開業医の皆さんで情報を共有しようという話は、例えば去年市長会の要望で県に出して、そういう情報システムをやろうという話は出ておりました。そのようななかかわりの中で、今回の総合戦略をつくる上で話題として、ことし戦略をつくっているところからですので、春先ぐらいから内容の検討を始めたところですよ。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 要望というか、意見で結構なんですけれども、そのぐらいから始まっていたのであれば、そういう計画があるということぐらいは委員会のほうで報告をいただくとか、どこの市町村にとってもやっぱり産婦人科というのは非常に大きい問題ですし、常にマスコミでも取り上げる話題でもありますので、そこに手をつけようという、それはとても大きい事業だと思いますので、ぜひともこういうことは早めに、概要で結構ですけども、こういう動きがあるということぐらいはお示しを委員会の中でしていただきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 具体的な話が大変遅くなったことは申しわけないと思っておりますが、今回先ほどもお話ししたように、追加の補正、国のほうの追加での先行事業に手を挙げました。今回の事業は、申請してかなり競争率が激しくて、この5,000万をとれるかどうかというのが非常に不確定なところございまして、5,000万円がとれなければこういう事業もまさか市の一般財源でというのは非常にかなり負担なところもありますので、その辺の見きわめをしていたところで具体的な説明がちょっと最初のほうでできなかった部分がございます、そんな事情もありましたので、確かに説明がちょっと具体的には遅かったかもしれませんが、そんな背景がありまして、こんな状態になってきたところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） これでは最後にしますけれども、特に今秘書政策課でやっているこの地方創生の関係というのはいわゆる攻めの事業であって、今までやってきたその行政的な事務的な事業とは違うところがあると思うんですよね。当然その補助金がとれるかとれないか、国の許可がおりるかおりないか、いろいろ問題はありますけれども、それに向けて今こういう頑張りをしているんだという、そういうことも含めて、事前に話をさせていただきかけたなというふうに思いますので、今後のそういうことを検討していただければありがたいなと思います。

以上です。意見で結構です。

○委員長（三浦進吾君） 要望でいいですね。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑をいた終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今回の産婦人科のことなんですが、5,000万円とこれはあくまで医療器具購入代という形で承知しているんですが、実際普通産婦人科は、規模にもよるんですけども、女性の産婦人科が看護師さんを入れてやる場合に、その機具代というのは総額どのくらいかかるものなんですか。それに対して5,000万だと思うんですが、規模とかいろいろありますが、平均的に機具代というのはどのくらいかかるものですか、お聞きしたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 億単位での機器がかかるというふうに伺っております。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、半分から3分の1ぐらいが5,000万に当たるというふうに考えていいのかな。

次の質問になるとは思いますけれども、いいですか。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） では、そのたまたまそういう女医さんというか、医師が来たといったときに市に相談してこういうところがよかろうとか、そういう市のほうのアシスト的なこと

はどんなことをされるんでしょうか。どういう場所がいいとかそういう相談事とか、それから、そのほかに市が助成を出すとかいうこともあり得るんでしょうか、それに対して。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） このネウボラも含めて誘致については、梨大の産婦人科と何回か協議をしております、その選出も含めて話をしているところでございます、うちのほうでも開業するのは個人の方ですので、こういうところがあるよというような形では場所的にも話をさせていただいております。ただ、今回のこれ以上の例えば土地、ほかのところの市で言いますと、土地代について何割かを2分の1を払うとか、払ってあげるとか、そういうことが出ておりますが、そういう支援として市では今回のこの機器を購入して対応するという形での支援という形で考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 上のほうのふるさと寄附金の関係で2,000万円ほどふえるということで、それはそれで市の財政が潤うことですから結構なことだと思いますが、一方、国のほうでは、これに対して各自治体が非常に取り組むことによってだんだんエスカレートしてくるというようなことで、うちの場合もこれが約4割ですか、早く言えば税金がその分返ってくるような形になるわけですが、国のほうではそういうことで余り過剰にならないようにというか、そういう懸念を示しているようですが、国からその上限額というんですか、幾らに対して幾らというような、そういうような例えば指針みたいなものはあるのかどうか、なくて青天井で幾らでもやっていいよと、そのうちに8割もということになれば市民税を納めなくてよその町村へ納めたほうがはるかに有利だということで、何か本末転倒のような形になるんではないかなという危惧もあるわけですが、その辺の指導というんですか、どんなように考えていらっしゃるかお伺いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

内藤課長。

○秘書政策課長（内藤博文君） 確かに今、ある種ブームと言ってもいいぐらいのふるさと応援寄附金の状況なんでございますが、確かに総務省のほうからことしの春のほうにも過度な景品を出して本末転倒ではないかというような話は、通知がやはり控えるようにということで、例えば土地を出すとか、あるいは牛1頭とか、1日市長というようなことがちょっと少

し外れているような特典も出てきまして、そういうわけで総務省のほうからもそんな形で注意するよという通知が来ていました。それぞれはそういうふうな形で総務省のほうから言われて特典として出すのをやめたというような経過もありまして、そんな状況でございます。

うちとしては、とにかく地元の特産品を皆さんに知ってもらって、寄附をしたことに特産品を贈るとよいう趣旨はぶれないよにして、地元の特産品のPRも兼ねてお礼をしていくよいうな方向で今取り組んでいるところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） ネウボラを聞きたかったんですけども、では今の続きで、よいうことで、過度なことはしないよという指導もあるよですが、町村によつては、それが財源が何億よいうよなところもあるよです。ネットでそれを競い合つて大変集めるのがそのまちの魅力だみたいなの形で行っているところもあるよですけども、その辺はやはり今おっしゃつたよなまちのPRとか、よいう部分のところは逸脱しないよにしてやっていただきたいと思つておりますが、いいです、要望で。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

職員の入れかえでございます。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時39分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

第2款総務費、第2項徴税費及び第3項戸籍住民基本台帳費について一括で説明を求めます。

古屋税務課長。

○税務課長（古屋正彦君） 大変お疲れさまでございます。

税務課の件費に係る12月補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

中段になりますが、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費の1,311万円の減額補正でございます。

内容につきましては、001税務関係職員費でございます。先ほど人事課長から説明がございましたが、4月の人事異動に伴います件費の減額でございます。

以上が税務課の補正予算の内容でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、石合収納課長、お願いします。

○収納課長（石合雅史君） 引き続き収納課の補正予算についてご説明いたします。

説明資料は同じく16ページ、17ページになります。

補正科目はただいまの徴税費のうちの賦課徴収費でございます。補正の額は315万8,000円の減額補正でございます。

補正の内容につきましては、収納課に所属しております徴収嘱託員2名の報酬及び社会保険料の減額であります。前年度実績及び今年度の決算見込みに基づく減額措置となります。

以上、収納課の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、佐野市民窓口課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） お疲れさまです。

市民窓口課の12月補正予算について説明させていただきます。

同じく補正予算説明書の16ページ、17ページをお願いいたします。

一番下のほうですけれども、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費684万4,000円の減額補正でございます。内容につきましては、001戸籍住民関係職員費でございます。4月の人事異動に伴います件費の減額でございます。

以上が市民窓口課の補正予算の内容でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 戸籍住民基本台帳費の職員費なんですけれども、一般質問で関連質問させていただいたんですけれども、マイナンバーの通知カード、夜間だとか休日の対応はなんていう関連質問をさせていただいて、余り問題はないというような答弁だったんですけ

れども、もう少し詳しく確認をしておきたいんですけれども、お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） 現在夜間につきましては、職員が8時ごろまで残業をしておりますので、お問い合わせのあった方につきましては、夜は受け取りできますよというご案内をさせていただいております。

それから休日につきましては、部長答弁で周りの近隣の市町村の動向を見ながらということで対応しますということですが、その人件費が当然法定受託事務でございますので、国の国庫補助金等になるかどうかということは今県を通じて国に確認しておりますけれども、ちょっとまだ回答が来てない状況で、近々やるかやらないかはまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 通知カードについては、3カ月ぐらい市での保管ということではないと思うんですけれども、写真付きの個人カードですか、あちらになりますと今度はずうっと長い話になってきますので、その辺もまた先ほどの補助金だとか、近隣の市町村も夜間窓口とかやっているところもあるみたいなので、また動向を見ながら進めていただければと思いますけれども、今回この補正予算を見ると人数が減っていますけれども、マイナンバーが始まるのに人数が減ったのか、ちょっと金額が減ってはいるので、その辺は大丈夫なんじゃないかな。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

佐野課長。

○市民窓口課長（佐野勝馬君） これは正職員の人数でございます、人数は15名で、部長を含めまして変わっておりません。ただ、10月から臨時職員を1人採用しまして、マイナンバーの関係の対応をしているところでございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で終了いたします。

これで第2款総務費、第2項徴税費及び第3項戸籍住民基本台帳費の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時46分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

第10款教育費について一括でご説明をいただきたいと思います。

それでは、長田教育総務課長よりお願いします。

○教育総務課長（長田 隆君） それでは、教育総務課の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の28、29ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、ナンバー001教育管理関係職員費マイナスの207万3,000円につきましては、4月の人事異動によりマイナス補正となったものでございます。

次に、2項小学校費、1目学校管理費、ナンバー001小学校関係職員費同じくマイナスの1,777万1,000円、続いて、ナンバー002小学校関係嘱託臨時職員費マイナスの745万2,000円につきましては、同じく4月の人事異動によりマイナス補正となったものでございます。

次に、ナンバー005竜王南小学校費30万円につきましては、校内の給水管の老朽化に伴いまして漏水事故が発生したことに伴いまして、当初予算で計上いたしました上水道料に不足が生じる見込みであることから、需用費の増額補正でございます。

次に、ナンバー011敷島南小学校費155万円につきましては、来年度児童数の増加によりまして、普通学級の増設と特別支援学校の増設に伴いまして、児童用の机、椅子等を購入す

るための備品購入費であります。

次に、014小学校施設整備費105万円につきましては、敷島南小学校の特別支援学校を増設するため、教室の改修工事の増額補正でございます。

次に、30、31ページをお開き願います。

3項中学校費、1目学校管理費、ナンバー001中学校関係職員費マイナスの611万円につきましては、同じく4月の人事異動によりマイナス補正となったものでございます。

次に、ナンバー002中学校関係嘱託臨時職員費142万3,000円につきましては、4月人事異動によりまして、増額補正となったものでございます。

最後に、ナンバー008中学校施設整備費70万円につきましては、双葉中学校の情緒学級、教室の改修工事の増額補正でございます。

以上で、教育総務課の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、横森学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（横森貴志君） 大変お疲れさまです。

学校教育課の補正予算についてご説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、補正予算説明書の30、31ページをお願いいたします。

10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費でございますが、001給食センター関係職員費は642万7,000円の減額、002給食センター関係嘱託臨時職員費は176万9,000円の減額、合わせて819万6,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、先ほど人事課長が説明したとおり、4月の人事異動に伴います減額補正でございます。

次に、補正予算説明書は31、32ページにまたがります。

10款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費でございますが、001幼稚園関係職員費は875万5,000円の減額、002幼稚園関係嘱託臨時職員費は271万円の減額、合わせて1,146万5,000円の人件費の減額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、先ほど人事課長が説明したとおり、4月の人事異動に伴います減額補正でございます。

以上で、学校教育課に係る補正予算についてご説明申し上げました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、保坂生涯学習文化課長、お願いします。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 生涯学習文化課の補正予算について説明させていただきます。

32、33ページをお願いします。

10款教育費、6項社会教育費、1目社会教育総務費、001社会教育関係職員費233万8,000円の減額につきましては、先ほど人事課長が説明したとおり、4月の人事異動に伴う減額補正となります。

次に、2目公民館費、001公民館関係職員費14万5,000円の増額につきましては、昇給による増額となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、剣持図書館長、お願いします。

○図書館長（剣持豊彦君） お疲れさまでございます。

図書館の件費にかかわる12月補正予算について説明をさせていただきます。

同じく補正予算説明書、32、33ページをお願いいたします。

6項社会教育費、第5目図書館費の619万1,000円の減額補正でございます。内容につきましては、001図書館関係職員費でございまして、4月の人事異動に伴います人件費の減額でございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 続いて、望月スポーツ振興課長、お願いします。

○スポーツ振興課長（望月映樹君） 大変ご苦労さまです。

それでは、スポーツ振興課から12月補正予算の説明をいたします。

34、35ページをご確認願います。

10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費の既定の予算から217万5,000円を減額補正するものです。補正の内容につきましては、スポーツ振興課職員8人分の給料、職員手当等共済費につきまして、異動に伴いまして補正をいたします。

以上であります。なお、職員数の増減はありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対するの質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 幼稚園の関係職員のところでお聞きしたいんですが、敷島幼稚園は来年3月で全員が卒園するので、それに関しては、これはちょっとあれと関係ないかもしれませんが、現在は何名でやっているんでしょうか、職員は。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 現在正職員が3名で、臨時職員1名、合計4人で対応しているところでございます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） そして、この方たちは卒園して敷島幼稚園が閉園になるとどういうふうな方向でいくというような指針というか、方向性というのはどういうふうになるんですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 人事の異動の関係になるかと思えますけれども、そちらのほうは当然また人事課のほうで来年3月31日をもちまして幼稚園が閉園になりますので、それらの対応で、当然今までも保育園等の交流等も行っていますから、それらも考慮した上でまた人事課が考えていただけることだと思っております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 参考までに保育園に行くという方向も考えられる、幼稚園をやっていた方がということでしょうか。それとも教育委員会に残れるんですか。それとも課もかえるかもしれない。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 一応全員保育士の免許を持っておりますので、まだ異動に伴いますものはいろいろな広範囲の想定ができますけれども、当然保育園のほうに行って保育士をやるとか、またほかの部分が出てきて違う対応をするとか、またそれは選択肢がいろいろあると思っておりますので、また人事課のほうでその選択肢等を取捨選択した中で最終的に決めていただけるものと思っております。

○委員長（三浦進吾君） いいですか。

ほかにごございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 小学校費の学校管理費で、先ほど南小学校で水道の漏水があってその分の30万補正をするという説明がありましたが、一般家庭なんかでも漏水がありまして修理をすることがありますけれども、その際水道事務所のほうへ漏水によってふえたんだということで申請をして、水道料をその前の月というんですか、それまでの平均額ということで算定をさせていただいてまけてもらうということがあるわけですが、学校等の場合にはそういうことはないのかどうか、そういうことをしたけれどもこれだけ足りないのか、その辺をお伺いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 水道事業管理者のほうに減免の申請をお願いいたしまして、正規では150万円ほどの水道料になるところでございますが、減免を90万円していただいた形で、実際にお支払いしたのは65万円余りということで、減免の適用を受けてございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） すみません、敷島南小、児童が来年度ふえるということで、教室もふやさなければならん、支援学級もつくらなければならんということなんですが、具体的には、1教室をふやしてまた別に建てるんでしょうけれども、金額的にこの金額で間に合うものなんでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） クラスは、平成27年、今年度は14クラスで足りているわけでございますが、就学児健診等を終えまして、今の実際に入学する方たちを計算しますと16クラスということで、2クラス足りなくなります。その中で、現在工作室で使っているものを普通教室に転用する、あと少人数学級という形で、通常の授業はしないんですが、少人数、クラスを分けて学習するときに使っている教室がございますので、それを充てまして2学級ふやすという対応をさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） そうすると、来年入学する人が結構実質はふえると思うんですよね。1年生がふえたということだと思います。実質その人数はわかるものですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長田課長。

○教育総務課長（長田 隆君） 現1年生は71人でございますが、28年今現在の入学予定の方は100人ということで、3クラスから4クラスにふえる、1クラスふえるという状況になってございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第10款教育費の審査を終了いたします。

ここで教育委員会より報告がございますので、お願いいたします。

横森課長。

○学校教育課長（横森貴志君） 学校教育課からご報告をさせていただきます。

昨日12月15日付で山梨日日新聞紙上等で報道されました竜王小学校で発生いたしました器物損壊疑いの事案についてご報告をいたします。

内容といたしましては、14日月曜日午前7時20分ごろ、出勤した日直の女性職員が職員室のごみをごみステーションに捨てに行ったところ、校舎南側の敷地内に竹ぼうきの穂先などの燃えかすが散らばっているのを発見いたしました。その後児童からの情報により、穂先を燃やされた竹ぼうき8本が敷地南側の学校フェンス外の水路に投げ込まれているのを確認いたしました。

学校におきましては、韮崎警察署に通報し、被害届を提出したところであります。韮崎警察署では何者かが竹ぼうきに火をつけた後水路に捨てたとみて、現在器物損壊の疑いで調べているところであります。

教育委員会では、市内小・中学校へ注意喚起するとともに、校舎外における外掃除用具などの燃えやすいものを戸外に置かず、倉庫などで管理するよう指示したところであります。

また、地元消防団、甲府地区消防本部西消防署では、事件発生後、夜間巡回警備を重点的に実施いただき、ご協力いただいているところであります。

以上で、竜王小学校で発生いたしました器物損壊疑いの事案について報告を終わらせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） ただいまは報告でございますので、質疑は省略させていただきます。

これで暫時休憩とします。

職員の入れかえを行います。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

○委員長（三浦進吾君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、第13款諸支出金、第1項基金費の説明をお願いします。

三井企画財政課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 長時間、大変お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課がお願いいたします歳出の補正予算につきまして、説明いたします。

補正予算説明書の34、35ページをお願いいたします。

13款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金であります。このたびの補正に伴います歳入歳出の差引額11億2,375万1,000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。これによりまして、本年度の財政調整基金は、現時点では30億5,446万9,000円と見込まれるところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 30億5,499万、90、ちょっともう一度お願いします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 30億5,446万9,000円でございます。

○委員長（三浦進吾君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 大分貯金がたまるということはいいことかもしれんけれども、来年度の予算編成に向けて、この30億の使い道、使途、何か特別ありますか。例年に比較して。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） この30億5,000万余りでございますが、これからまだ特別交付税、それから交付税の歳入も見込まれてございます。金額は不確かでございますので申し上げませんが、相当積み立てる予定でございますが、財政調整基金の用途の性格上、通常の使い道ということで、特別に財政調整基金を充てる事業というものは今考えてございません。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで第13款諸支出金、第1項基金費の審査を終了いたします。

以上で歳出の質疑を終了いたします。

続いて、歳入についてを審査を行います。

第1款市税から第21款市債まで一括で説明を受けたいと思います。

それでは、当局の説明を求めます。

古屋税務課長。

○税務課長（古屋正彦君） 大変お疲れさまでございます。

税務課より12月補正予算、歳入の関係の説明をさせていただきます。

資料の3ページをお願いいたします。

1款の市税につきまして、補正額1億9,600万円を増額いたしまして、市税の総額を83億7,061万5,000円とするものであります。

内訳の項、目につきましては、6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、1項市民税につきましては、補正額1億9,400万円を増額いたしまして、総額を41億1,801万6,000円とするものであります。

内訳として、1目個人、1節現年課税分につきまして1億4,400万円を増額し、個人の総額を37億4,224万6,000円とするものであります。

また、2目法人、1節現年課税分につきまして5,000万円を増額し、法人の総額を3億7,577万円とするものであります。これは現段階での調定額をもとに年度末までの見込みの補正を行うものであります。

次に、3項軽自動車税、1節現年課税分につきましては、補正額400万円を減額いたしまして、総額を1億7,368万5,000円とするものであります。これは平成27年度からの原付二輪車等の新税率が1年延伸したことに伴う現段階での調整の減額分及び年度末までの見込みを考慮した差額分の補正を行うものであります。

次に、6項入湯税、1節現年課税分につきましては、補正額600万円を増額いたしまして、総額を825万円とするものであります。これは一部の鉱泉浴場の入湯客が大幅にふえたことによるもので、現段階での調定額をもとに年度末までを見込み、補正を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、税務課の平成27年度12月補正予算につきまして、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） それでは、私のほうからは、12款分担金及び負担金からご説明いたしますが、先ほど所管課のほうでそれぞれ歳出にあわせまして歳入のほうの説明もあつたことと思いますので、一括して簡単に説明させていただきます。

12款分担金及び負担金であります。1項負担金、1目1節総務費負担金395万5,000円につきましては、陸前高田市からの災害復旧派遣職員の給与費負担金であります。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金4,000万円につきましては、本年度からスタートいたしました子ども子育て支援新制度におきまして、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園に施設型給付費を、それから小規模保育事業所には地域型保育給付費を支給しているところではありますが、未確定でありました国の公定価格の確定したことなどによる不足分といたしまして、計上いたしました認定こども園等事業8,000万円の2分の1を国庫負担金として計上するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

8節介護保険負担金384万1,000円につきましては、低所得者保険料軽減対策といたしまして、介護保険特別会計へ繰り出す768万4,000円の2分の1を国庫負担金として計上するものであります。

次に、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金5,019万5,000円でございますが、まず地域住民生活等緊急支援交付金5,000万円につきましては、山梨大学医学部と連携いたしました産婦人科誘致及び女性医師創業支援事業の甲斐市版ネウボラ推進プロジェクト事業を歳出に計上してございますが、補助率10分の10ということで、全額が交付金として交付されるもので、歳出と同額を計上いたしました。

次に、選挙人名簿システム改修費補助金19万5,000円につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、選挙権年齢が20歳から18歳に引き下げられることに対応するための選挙人名簿システム改修費の2分の1が国から補助されるものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金7,803万8,000円でございますが、これは同じページの下段にございます15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金7,803万8,000円の減額と関連しておりますけれども、山梨県放課後児童健全育成事業が地域子ども子育て支援事業へ、また、安心子ども基金事業が保育所整備事業へ移行したことによりましての財源更正を行うものであります。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金2,000万円につきましては、先ほどの国庫負担金と同様認定こども園等事業8,000万円の4分の1を県負担金として計上するものであります。

次に、7節介護保険負担金192万円につきましても、先ほどの国庫負担金と同様、低所得者保険料軽減対策として、介護保険特別会計へ繰り出す768万4,000円の4分の1を県負担金として計上いたすものでございます。

10、11ページをお願いいたします。

次に、17款寄附金でございます。1項寄附金、1目一般寄附金、2節ふるさと寄附金2,000万円でございます。これは9月補正において増額させていただきましたふるさと応援寄附金事業ですが、6月からのふるさと応援寄附金の特典に多くの特産物などを加えたことなどによりますこと、さらに9月1日からクレジットカード決済を導入いたしましたことによりまして、寄附金の申し込みが増加したことによること、今後また寄附金を月500万円見込み、9月補正までの予算現額を控除いたしました2,000万円を計上するものであります。

次に、18款繰入金でございます。2項特別会計繰入金、3目1節介護保険特別会計繰入金837万5,000円につきましては、介護保険特別会計への繰入金について、前年度決算による精算分を繰り入れるものでございます。

次に、11目1節後期高齢者医療費特別会計繰入金につきましても同様に、後期高齢者医療特別会計への繰出金につきまして、前年度決算による精算分1万3,000円を繰り入れるものであります。

次に、19款繰越金でございます。1項1目1節繰越金8億7,575万5,000円につきましては、平成26年度決算に基づき確定いたしました決算の剰余金でございます12億7,575万

5,000円のうち、当初予算計上分の4億円を除いた額を計上いたすものでございます。

次に、20款諸収入でございます。5項1目雑入、1節総務費雑入450万円につきましては、県が行います県道改修工事等に伴う電柱移設工事によります本市の光ケーブルも移設が必要になりますため、工事見込み額が全額県から移転補償金として交付されるものであります。

次に、21款市債でございます。1項市債、12目1節合併特例債1,300万円につきましては、常備消防負担金のうち峡北消防本部庁舎建設事業負担金の中の訓練棟の工事費分の財源といたしまして、合併特例債を充当いたしますため計上するものでございます。

なお、これに伴います地方債の補正につきましては、議案の40ページをお開きください。

議案40ページのとおり合併特例債の限度額を7億820万円に1,300万円を増額いたしました7億2,120万円とするものであります。

以上、歳入につきまして説明申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての委員の質疑を行います。

ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 7ページの一番下の教育保育寄附負担金の小規模保育事業所、これをちょっとこれはもちろん認可されているんですよね。無認可ではないと思うんですが、ちょっと教えてもらっていいですか、簡単に。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） これにつきましては、甲斐市のほうで条例も制定してございまして、保育所、通常の認可保育所よりも規模の小さなものでありまして、具体的には敷島のあおぞら保育園で行っている小規模の保育所が当たってございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） それから、9ページの先ほどの民生費のほうで、地域子ども子育て支援事業と保育所整備交付金と安心子ども基金からの移行という話が、これは移行して内容的にいろいろ変わっているんですか。どうして移行したのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

三井課長。

○企画財政課長（三井敏夫君） 内容的には、ここに係るものについては変わってございません。ただ、今まで安心子ども基金につきましては、国からの補助金を県が基金としてためまして交付していたので県支出金ということでございましたけれども、今度国から直接来ますので、名前が変わってなっているということで、内容的には変わってございません。ただ新制度が変わってございますので、その対象となるものが新制度に対応した制度になっておるということでございます。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終いた了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

米山議員。

○議員（米山 昇君） 1点お聞きしますが、7ページの先ほど入湯税で600万円ふえましたが、ふえたという説明の中で、公衆浴場等の利用者というんですか、ふえたというような説明があったと思いますが、通常入湯税は銭湯とかそういう公衆浴場等は非課税だと思いますが、当然宿泊客しか今まではもらっていなかったと思いますが、その辺は変わったのかどうか、そういう日帰りの客の入湯についても入湯税を今度課税するようになったのかどうかその辺をお聞きいたします。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 今説明のほうで申し上げましたのが鉱泉浴場ということで税条例に基づく呼び名になりまして、具体的には今までどおりの市内においては3施設が今現状入湯税をいただいているところになります。特にそういった中身の形では変わっておりませんが、その中で一部その施設において経営者がかわったことによりまして大幅な増額ということになっております。そんなことございます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 米山議員。

○議員（米山 昇君） わかりました。銭湯というか、公衆浴場でなくて鉱泉浴場、そういう言い方でわかりました。内容的には今までと変わらないと、いわゆる宿泊客しか入湯税を課

していないということですね。

了解しました。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 同じページの上のほうなんです、法人税割額が5,000万ふえるということなんです、具体的には景気がよくなったのか、それとも新しい企業が入ったのか、この辺のバックヤードというのは、どういう背景でこういうふうになったのかちょっと教えていただけますでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

古屋課長。

○税務課長（古屋正彦君） 法人税につきましては、平成26年11月1日以降に開始する事業年度分から税率が12.3%から9.7%に改正されたことに伴いまして、当初法人税割額の落ち込みを見込んでおりましたけれども、一部IT関連企業になりますけれども、約3,200万円の増額になったほか、全般的に回復基調にあったものと思われまして、若干業績が上向きになったことがこの増額の要因であると考えられます。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で歳入の質疑を終了します。

これより議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第63号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

暫時休憩を行います。

では、10分間。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時34分

○委員長（三浦進吾君） 会議を再開します。

それでは、議案第78号 指定管理者の指定の件及び議案第80号 指定管理者の指定の件、一括で説明を求めたいと思います。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） お疲れさまです。

それでは、市民活動支援課から議案第78号並びに議案第80号の指定管理者指定の件についてご説明をいたします。

まず、追加議案書3ページ、議案第78号をごらんください。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市民温泉条例第3条の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、神明温泉志麻の湯、甲斐市島上条3123番地、百楽泉、甲斐市宇津谷1715番地1及び釜無川レクリエーションセンター、甲斐市西八幡4268番地6であります。

2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、山梨県甲府市飯田3丁目2番34号、山梨交通株式会社代表取締役、高野三雄氏で、3の指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間でございます。

議案の提案理由につきましては、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある、これが議案の提出する理由であります。

続きまして、議案書7ページ、議案第80号をごらんください。

こちらにつきましては、百楽泉に併設いたします共同福祉施設の関係になります。百楽泉と双葉共同福祉施設は一体の施設ではありますが、それぞれ設置目的が異なるため、条例につきましても、百楽泉は甲斐市民温泉条例、双葉共同福祉施設につきましては甲斐市双葉共同福祉施設条例で定めております。したがって、指定管理者の指定につきましても、それぞれに行うものでございます。

なお、指定管理料につきましては、一体的に管理運営を行うため、百楽泉の指定管理料に含めております。

それでは、議案の説明になりますが、地方自治法の244条の2第3項及び甲斐市双葉共同福祉施設条例第3条の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものであります。

1の公の施設の名称及び位置につきましては、甲斐市双葉共同福祉施設、甲斐市宇津谷1715番地2、2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、山梨県甲府市飯田3丁目2番34号、山梨交通株式会社代表取締役、高野三雄氏で、3の指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間でございます。

議案の提案理由につきましては、同じく地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、あらかじめ議会の議決を経る必要がある、これが議案の提出する理由であります。

続きまして、追加議案資料の1ページから2ページをお願いいたします。

甲斐市民温泉及び甲斐市双葉共同福祉施設の指定管理者の指定に関する経過報告についてご説明をいたします。

1の対象施設につきましては、甲斐市民温泉3施設と百楽泉に併設いたします甲斐市双葉共同福祉施設の4施設でございます。

2の公募または非公募につきましては、甲斐市民温泉3施設と甲斐市双葉共同福祉施設について、一括公募をいたしました。

3の指定期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日の3年間でございます。

4の募集及び審査の経過であります。平成27年10月1日から10月28日の期間で公募したところ、応募が1団体ございました。11月4日に1次審査として書類審査、続いて、11月13日に2次審査としまして、財務分析、プレゼンテーション、ヒアリング等を行い、同日に最終審査を実施し、11月20日に指定管理候補者が決定されました。

2ページをお願いいたします。

5の仮協定書の締結であります。12月の定例会において指定管理者の指定について、議決されるまでの間となりますが、仮協定書を11月27日付で締結しております。

飛びまして、7、基本協定書の締結については、本定例会において議決後、甲斐市民温泉3施設等の管理に関する基本協定書を締結し、その後当初予算議決前でありますことから、年度仮協定の締結と進める予定でございます。

それから、同じ資料の3ページから4ページにつきましては、基本協定の構成を掲載させていただきます。

5ページをお願いいたします。

甲斐市民温泉の管理に関する基本協定書の基本的事項を説明させていただきます。

1の公の施設の名称及び位置、2の指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名、3の指定期間につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございます。

4、指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、利用許可に関する業務、それから利用料金の徴収業務、それから維持管理にかかわる業務でございます。そのほかに市または指定管理者が必要と認める業務につきましては、両方で打ち合わせをして実施していきたいと考えております。

5、管理施設の改修費用等でありませけれども、原則といたしましては、市がその必要性を判断したものについて、両者協議の上で実施するということになっております。また修繕等につきましては、1件につき20万円未満のものにつきましては、指定管理者の費用と責任において実施することとしております。

6、情報管理につきましては、個人情報の保護に関する法律、市の個人情報保護条例及び情報公開条例の規定に準拠することとしております。

6ページをお願いいたします。

7、備品等の取り扱いにつきましては、備えつけの備品や現在備品台帳に掲載されている備品を1種の備品といたしまして、この1件20万円未満の修繕につきましては、指定管理者の費用と責任におきまして実施することといたします。また、これらの更新、それから新規購入は、市が主たる責任を負うこととしております。

8の業務実施に係る市の確認事項でありますけれども、指定管理者は毎年度市が指定する期日までに事業計画書、また年度終了後60日以内に事業報告書を提出することとなっております。事業報告書の提出に当たりましては、業務の実施状況、管理施設の利用状況、利用収入の実績や収支状況、それから実施事業の実施状況を記載して提出するようになっており

ます。

9、指定管理料の支払いでありますけれども、業務の対価として指定管理者に市が支払いをするものでありまして、指定管理料につきましては、年度協定に定めるところにより支払うものでございます。

10、利用料金収入の取り扱いでございますが、利用料金につきましては、指定管理者の収入として収受することになっております。

11、違約金についてでございますけれども、基本協定締結後、指定開始日までに辞退または正当な理由なく業務を実施しないときは、事業年度の指定管理料総額の10%に相当する額を違約金として市に支払うものでございます。

それから、7ページから8ページ、こちらにつきましては、甲斐市双葉共同福祉施設の管理に関する基本協定書の基本的事項でございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました甲斐市民温泉の内容と同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。

それから、9ページでございますが、指定管理者の年度協定書の項目と甲斐市民温泉の年度協定書の基本的事項を掲載させていただいております。こちらにつきましては、指定管理者の年度協定の目的、それから28年度の業務内容を定めるとともに、28年度の指定管理料については、支払い期ごとの金額を定め、支払うこととなっております。

10ページにつきましては、双葉共同福祉施設の年度協定書の基本的事項を記載させていただいております。

以上、指定管理者の指定の件につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） ただいま議案第78号、議案第80号を説明いただきました。

議案に対して質疑がありましたらお願いします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 78号でありますけれども、前に料金の値上げがされましたね。今回協定を進めて今後そういった使用料の値上げ、あるいは値下げ、そういう変動というのはどんなふうなのがあるのか、どういうふうに読んでいるのか教えていただけますか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 使用料につきましては、先般の定例会で議決をいただきまして、来年の4月1日から施行ということで今周知をしているところでございます。現

在のところでその3年間の指定期間中値上げということは一応考えてございません。

以上でございます。

○委員長（三浦進吾君） よろしいですか。

ほかにございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） この温泉施設については、今後のこととして存続するのかどうかという話が出ておりましたけれども、今回の協定締結では3年間、平成31年までということになっていますけれども、この3年間は引き続いてやる、続けていくということによってよろしいんですかね。もしその前に閉めてしまうということになった場合にはこの締結がどうなるのかというのちょっと知りたいところなんですけれども、いかがですか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今回の指定期間については、3年間ということで締結をすることになりますけれども、施設自体が既に24年から27年ということで老朽化をしておりますので、いつ致命的な修繕を要する故障が起きるかわからないことは承知をしておりますけれども、もし万が一そういった大きな修繕を要するものが出たところにつきましては、その段階で市と指定管理者と協議しまして、最終的には市が判断をするということになってございます。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 指定管理者のほうから途中でやめる場合には、この違約金という項目があるんですけれども、そういった事情で存続はしないということをもし市が決定した場合には、これは指定管理者にとっては被害をこうむる部分も出てくると思うんですけれども、その辺については、この締結の契約上はどうなるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 現在今回締結をさせていただく協定書については、3年間満了するというので金額の締結をさせていただいておりますけれども、万が一途中で大きな修繕を要するものが発生した段階では、先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、市と指定管理者と協議をした上で、もし途中で廃止というか、閉館というようなことになれば、その段階で指定管理者とさらにその補償というか、指定管理料の協議をいたしまし

て、支払いをするような形になります。

○委員長（三浦進吾君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） その可能性がないわけではないので、事前に決めておかなくても大丈夫な内容なんではないでしょうか。当然この施設で働いている方とかもいるので、急にその時点で仕事がなくなってしまうということもありますし、いろいろな意味で給与補償からいろいろな補償が出てくると思うんですけども、そういったことというのは書面上で残さなくても大丈夫だという判断ということでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

長谷川課長。

○市民活動支援課長（長谷川秀明君） 今回の協定書の中にその大規模な修繕を要する事例が発生した場合については、市と管理者が協議をするということがうたわれておりまして、最終的なその指定管理料の精算については、今委員さんがおっしゃるようなその休業補償とか、そういったものも含めて協議をするという形になります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第78号 指定管理者の指定の件（神明温泉志麻の湯、百楽泉、釜無川レクリエーションセンター）、これで順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（三浦進吾君） なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第78号 指定管理者の指定の件（神明温泉志麻の湯、百楽泉、釜無川レクリエーションセンター）、本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第80号 指定管理者の指定の件（甲斐市双葉共同福祉施設）について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） 討論なしと認めます。

これより議案第80号 指定管理者の指定の件（甲斐市双葉共同福祉施設）、お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第83号 指定管理者の指定の件（甲斐市双葉ふれあい文化館）について議題といたします。

当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 生涯学習文化課より議案第83号 指定管理者の指定の件について説明させていただきます。

議案13ページとなります。最終ページとなります。お願いします。追加議案の薄いほうの資料、最終ページとなります。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市双葉ふれあい文化館条例第4条の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するものでございます。

公の施設の名称及び位置は、甲斐市双葉ふれあい文化館、甲斐市下今井230番地。

指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名は、甲府市朝気1丁目2番2号、公益財団法人やまなし文化学習協会理事長、高野孫左エ門でございます。

指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日です。

提案理由は、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に

より、あらかじめ議会の議決を経る必要があり、これがこの案件を提出する理由でございます。

続きまして、別冊資料28ページで説明させていただきます。

指定管理者の指定の経過報告について説明させていただきます。

4の募集及び審査の経過です。10月1日から28日の期間で公募したところ、1団体より応募がありました。11月4日に1次審査、11月13日に2次審査を行い、財政状態の安全性の保持や事業目的に沿った活動が行われており、指定管理事業者として相当であるとして、11月20日に指定管理者候補者が決定されました。

29ページをお願いします。

本議会において指定管理者の指定について議決されるまでの間、11月30日で仮協定書の締結を行いました。平成28年4月1日より新たな指定管理期間として指定管理をお願いするものであります。

30、31ページをお願いします。

基本協定書の項目となります。項目の主な内容については、次の32、33ページで説明させていただきます。32ページをお願いします。

4の指定管理者が行う管理業務の範囲は、利用許可、利用料金の徴収、施設の維持管理等になります。

5の施設管理の改修費等につきましては、原則として市がその必要性を判断しますが、両者協議の上実施します。また、1件20万円未満のものにつきましては、指定管理者が実施することになります。

7の備品等の取り扱いにつきましては、無償貸与、また修繕につきましては、改修費用と同じ条件になります。備品等1種とは、市所有の備品となります。

33ページをお願いします。

9のモニタリングにつきましては、利用者、来場者へのアンケートを実施し、利用者の意見を聞く中で、企画・運営に生かしていきます。

10の指定管理料の支払いにつきましては、別途年度協定で定めておりますが、年2回、上期、下期に分けて支払いを行います。

34ページをお願いします。

年度協定書の項目になります。年度協定の目的により平成28年度の業務内容、指定管理料について定めております。基本協定書に定めるもののほか、指定管理業務に関する仕様書

で文化事業について定めており、本業務の実施対価として指定管理料を支払うこととなっております。

以上、甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理者の指定の件について、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 応募をしたと、広報紙とホームページを使って、1件、応募団体は1団体、現在しているところだけだと思うんですが、ちょっと聞くところによりますと、近隣でちょっと同じようなそういう建物を持っているところがやった3団体応募したという話も聞いたんですが、1団体というのは、その応募の仕方とか、それから条件とかによって変わるのではないかなと思うんですが、どういう条件でしているかということで、例えば県内として限定しているのか、県外まで広げているのかとかあると思うので、その辺のところの考え方はいかがでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 県内の事業者ということで限定しております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その辺のことについては例えば選考委員会とか、そういうところでは何か出ていませんか、意見は。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 選考委員会の中では、特別意見はありませんでした。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 市としてもそういうところは余り問題ではないと思っていますか。例えばもっとそういうふえればいいのではないかなと思って、県内ということで限定しているという理由はどういう理由。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 双葉ふれあい文化館は、収容数506という中規模施設となりますので、やはり収入目的ということではかなり難しい面もありますので、県外ということの範囲で幅を広げてもなかなか応募の事業者はないという状況です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） するとそういう営業目的ではなくて、あくまでも市民の皆様に使いやすい、使っていただけるようなことを目的としているということによろしいのでしょうか。

ちょっといいですか、先へもう一つ何点かあるんですけども、この選考委員会を開催して、ここで内容が財務分析とかプレゼンテーション、ヒアリングとかやっているわけなんですけど、この内容というのはこの議会、私たちには公表はされないのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 公表はしておりませんが、選考委員会を経て指定管理候補者となったということで、きょうの報告とさせていただきます。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 続きまして、33ページにモニタリングがありますが、ここで利用者へのアンケート調査の実施と公表とか自己評価の実施とかあるんですけども、こういったこと、何にもないはずはないですが、今のお話しですと、その選考委員会はしました、何も問題がなくこれでいいというふうに決まりましただけの報告なんですけど、そういったことはあるはずがないと思うんですけど、その辺のところはどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） モニタリングにつきましては、施設利用者、主催者事業に対する意見・要望等について随時アンケートを行っております。その中では、トイレがきれいだとか、トイレが少ないとか、親子トイレを設置してほしいなどトイレに関する意見等がありました。その中で、トイレにつきましては、平成25年度に半分を洋式トイレに変更したり、LEDライトへの変更もしてできる限りの要望への対応には努めております。

また、主催事業に対しての要望としましては、親子で楽しめる演劇とかお笑いライブといういろいろな意見はありましたが、主催事業の内容については、満足している、やや満足しているという回答がほとんどでありました。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） 非常に今の指定管理の方もよくやっていただいていると思います。特に自主企画事業のカラオケから始まってふれあいステージ、それから小・中学校の音楽会とかそういったものを非常にずっと続けていただきたいと思いますと思っているんですが、それでも私のほうで何点か気がついている要望というか、きっと皆さんからも出ているはずなんだけれどもなと思うことで、ちょっとこの点についてどういうふうに思うかということは何点か指摘させていただきますので、よろしくお願いします。

視聴覚室というのがあって、視聴覚室もこの中に一応入っていますよね。その中のプロジェクターが使えなくなっていると、これは私たちもあそこ、この視聴覚室だけではなくて、いろいろな会議室もあります。それから、あそこにリハーサル室もあって、最近やはり会社とかいろいろなところで使いたいと、だけれども、このときにパワーポイントとかそういったものを使うので、プロジェクターとかそういうものを使いたいと思っても使えないので、持ち込みでやるとかそういったことが発生していると思うんですが、それはご存じだと思うんですが、その辺どんなふう考えていらっしゃるのか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の説明を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 視聴覚室のプロジェクターが使えないというところは、ちょっと申しわけないんですが、把握はしておりませんでした。使えるように修繕して対応していきたいと思います。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） ぜひ早期に修繕なり取りかえるなりしていただければ、ただ視聴覚室のプロジェクターはかなり金額がかかるので、20万というわけにはいかないと思うので、これはちょっと検討していただきたいし、各部屋でもいろいろ事業者なんかを使うときの貸し部屋として使うのであればもうちょっと会議に使えるプロジェクターも今ありますので、その辺はあれかもしれませんけれども、1台というわけではなくてその辺はちょっと考えていただきたいと思います。でも今、ちょっと直して使えるようにしていただけるというお話しなので、大変ありがたく思います。

それから、ロビーです。ロビーにあります椅子があるんですけども、ロビーコンサートなんかをやるときに非常にいいんです。あの布製の最初からあるものなんです、もうあれ

が今ぼろぼろでちょっとあそこに置いておくのは恥ずかしいかなと思うぐらい、1台、2台、ちょっとであれば少し修繕していったんですけれども、ちょっと聞いたら修繕も不可能かなと、これも結構全部直すとお金がかかるという話なんですけど、これもちょうとあれではないかと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員、もし要望を後で。

では、当局の答弁を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） また現場等を確認した中で対応させていただきたいと思っています。

○委員長（三浦進吾君） 保坂委員。

○委員（保坂芳子君） その20万円以下は業者でというお話で高額なものは市のほうでというお話しなんですけど、なかなかやはりこの辺のところの差というかすき間というか、私はあるなということを感じているわけなんです。

それから、消費税が上がりますよね。そのときに今から協定すると思うんですが、金額の打ち合わせとか、それからこれからどうするか、その辺のところはどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 29年4月より消費税が10%ということの考慮した中で、指定管理料のほうは契約をしていきたいと考えております。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 34ページの年間1,000万以上の事業を企画するというふうになっています。あくまでこれは自主事業として1,000万円、共同事業は含まれないということで、単独の自主事業として1,000万円という考え方でよろしいのでしょうか。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） こちらは市が指定する事業があります。それがまず市指定事業としましては、甲斐市小・中学校音楽祭、新春カラオケ大会、K A I ふれあいステージ、あとワークショップとあるんですが、それ以外に芸術鑑賞事業として市民のニーズに沿った多種多様なジャンルの中からの事業をお願いしていただくという、その総事業費が1,000万円ということになります。

○委員長（三浦進吾君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） ということは、共同事業も含めて1,000万円以上という形でいいんでしょうか。

またその年間、例えば去年1年間でもいいんですが、ことし、きょうまででもいいんですが、どのくらいその売り上げというか、実績が上がったのか、もし去年の数字で構いません、ちょっと教えていただければ。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） 昨年度の事業費は1,306万4,000円の事業を行っていたいております。

○委員長（三浦進吾君） 保坂課長。

○生涯学習文化課長（保坂江里君） すみません、これは全て共同の事業も含めての金額となります。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 今の五味さんのあれにちょっと関係しますけれども、ここにちょっと指定管理の決算がないのでお尋ねしたいんですけれども、過去5年間のこの22年から26年は見込みとなろうと思うんですけれども、決算数字というか、売り上げというか、そういう数字はちょっと具体的に出ますか、事業実績。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

酒井係長。

○生涯学習係長（酒井厚志君） それでは、支出の金額を22年度から26年度まで申し上げたいと思います。

人件費、管理費、文化事業費等を含めた指定管理者の1年間の支出された合計額になりま

すが、22年度が5,097万7,079円、23年度が5,348万5,307円、24年度が5,272万6,306円、25年度が5,424万234円、26年度が5,750万4,563円となっております。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） すみません、そうすると年間5,000万円ぐらいはこうそのふれあい文化館で事業をやっているという事業実績になるんだけど、この指定管理の協定書の3番目のところに書いてある文化事業について年間1,000万円以上の事業を企画と書いてあるんですけども、これはどういう意味合いをもって1,000万なんですか。以上だから5,000万でも1億円でもやってくればわかるんだけど、その辺はちょっと理解しがたい感じがするんだけど。

○委員長（三浦進吾君） 当局の答弁を求めます。

酒井係長。

○生涯学習係長（酒井厚志君） まず、この双葉ふれあい文化館の指定管理に伴う今おおむねの支出額約5,000万前後の金額を申し上げましたが、この収入については、26年度昨年度で申し上げますと、指定管理料が3,817万6,000円、そのほか利用料金の収入が794万8,610円、事業を行ったときのチケット等の販売料金が779万7,107円、26年度は10周年記念事業としまして、市のほうで甲斐市応援コンサートということで、コンサートを行いました。そのときの委託をこの受託していますやまなし文化学習協会さんのほうにお願いしました。そのときの収入が378万5,530円ということで、収入としまして26年度が5,770万7,247円ということで、支出からいきますと収支の差額は約20万円プラスであったというような状態になりますので、事業費自体は先ほど課長のほうが答弁しましたように、約1,300万ほどの事業を行っております。

今回28年度から32年度の5年間の指定管理においては、1,000万以上の事業等をやっていたきたいということで考えているところであります。

以上です。

○委員長（三浦進吾君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了します。

これより本委員会に付託されました議案第83号 指定管理者の指定の件（甲斐市双葉ふ

れあい文化館)について順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三浦進吾君) なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(三浦進吾君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任願います。

次に、議案第77号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

債務負担行為補正について説明を求めます。

長谷川市民活動支援課長。

○市民活動支援課長(長谷川秀明君) 引き続きよろしく願います。

それでは、市民活動支援課から債務負担行為に関する補正についてご説明をいたします。

追加の市議会議案につきましては2ページ、それから追加補正予算説明書につきましては3ページをお開きください。説明につきましては、補正予算説明書のほうでさせていただきます。

先ほど議決をいただきました甲斐市民温泉及び双葉共同福祉施設、それから昨日の厚生環境常任委員会におきまして議決をいただきました志麻の里ことぶきセンターの指定管理について協定を締結することに伴います債務負担行為でございます。

神明温泉志麻の湯及び志麻の里ことぶきセンターにつきましては4,890万円、百楽泉及び甲斐市共同福祉施設につきましては8,160万円、それから釜無川レクリエーションセンターにつきましては7,740万円を指定管理料の限度額として、平成28年4月1日から31年3月31日までの間、債務負担行為をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長(三浦進吾君) 続きまして、保坂生涯学習文化課長、願います。

○生涯学習文化課長(保坂江里君) 生涯学習文化課より債務負担行為補正について説明させていただきます。

補正予算説明書3ページをお願いいたします。

一番下の欄になります。事項は、甲斐市双葉ふれあい文化館の指定管理について協定を締

結すること、限度額は1億8,823万8,000円、期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの期間となります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦進吾君） 説明が終わりました。

これより説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これより議案第77号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）について討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三浦進吾君） なしと認めます。

これより議案第77号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号 平成27年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任ください。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ありがとうございました。

次に、その他に入ります。

その他で委員から何かありましたらお願ひいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（三浦進吾君） 事務局で何か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（三浦進吾君） ないようですので、以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時20分